大日本蠶絲會報

第七拾七號

明治三十一年十一月

目次

◉論說
●蠶業振興策　農學士　宮原忠正
●繭の形狀に於ける自然的觀察　吉池慶正
●天保元年より今年に至る生絲の沿革及相場に就て　橋本重兵衛

◉寄書
●蠶業教育の普及に就て　佐藤辰太郎
●製絲學校を設くべし　星野信
●蠶種小言　德田寗也
●全國蠶種製造家協議會の開設を望む　石井正義

◉問答
●桑樹の施肥に就き質問並答●桑樹の害蟲に就き質問並答●春蠶種變色に就き質問並答●蠶兒飼育溫度に就き質問並答●上蔟蠶に就き質問並答●繭の形狀に就き質問並答●空頭繭の件に就き質問並答●新桑の蠶室に就き質問並答●繭價銀の件に就き質問並答

◉統計
●三十一年九月中生絲類及絹物類輸出入調

◉外報
●印度の製絲所●蠶業公院設立の上論●萬國蠶業機械博覽會●米國製造品の好況

◉雜報
●第四回品評會●第四回小集會●技藝委員派出●山形支會第一回品評會●山形支會大集會●新潟支會大集會●新潟支會役員の改選●下野支會の總會●蠶業協議會●小田切領事の清國蠶業意見●官制の改正●農務局分課規定●前橋蠶業學校設立の計畫●蠶業調査會設置の勸誘●生絲檢査月報●横濱生絲檢査所の好評●印度生絲の輸入●蠶種貯藏の風穴●繭の價一日四十圓●蠶絲業有志懇親會●叙任及辭令●會員諸件

●書籍出版廣告

大日本蠶絲會 質問應答錄 第壹編

定價金五拾錢
會員金三拾錢
郵税金六錢

本書は本會技藝委員諸氏が會員の質問に應答されたるもの三百三十有餘件を左記目次の如く類別編次したるものにして蠶桑に關する事項概ね備はらざるなし今や第壹編印刷成る御要望の向は代價と郵税とを添へ至急申込まるべし但會員外の要望者へは當分定價の二割引を以て御需めに應ずべし

明治三十一年七月

大日本蠶絲會

目次

◉栽桑
○桑園 五件
○種類 九件
○栽培 十一件
○肥料 十五件
○桑害 二件
○桑病 四件
○獸害 九件
○維件

◉養蠶
○蛾の部 十五件
○蠶種の部
○蠶種製造 九件
○種類 十四件
○蠶種再出 五件

○護種附浴種 十六件
○維件 十六件

◎飼育の部
○收蠶法 六件
○飼育法 二十件
○眠起 三件
○給桑附貯桑、剪桑 十六件
○上簇 四件
○蠶の雄雌附解剖 四件
○蠶の健否 五件

◎蠶病の部
○微粒子病其他 十件
○軟化病其他 七件
○空頭蠶其他 二件
○起縮 二件

○死籠蠶其他 四件
○節蠶 二件
○贈蠶其他 六件
○白殭蠶 十四件
○蚍害 八件
○消毒 四件
○維件 十二件

○繭の部 十三件
○蠶室蠶具の部 四件
○害物の部 九件
○維の部 九件

◉製絲
○殺蛹貯繭の部 八件
○絲の部 十九件
○維の部 七件

大日本蠶絲會報第七拾七號

（明治三十一年十一月）

◉論說

●蠶業振興策

大日本蠶絲會技藝委員 農學士 宮原忠正

題して蠶業振興策と云ふ何ぞ夫れ其名の美にして且つ大なるや是れ他なし特に朝野諸士の注目を請はんが爲めのみ所說必しも妙案奇策たらずと雖も亦以て我邦蠶業の振興上偉大の效あるを信ずればなり敢て諸士の一顧を煩はさん

眼を放ちて我邦蠶業の現況を望めば中央には農科大學あり西ヶ原蠶業講習所あり研究に傳習に殆ど至らざるなく生絲檢査所は東西相呼應して併立し農務局には蠶茶課ありて斯業行政の機關盛に運轉し地方には蠶業學校あり傳習所あり講習所あり巡回教師は誘導に奔走し蠶絲業組合は奬勵に斡旋す而して金融機關には農工銀行あり信用組合あり其他彼と云ひ此と云ひ要するに斯業を改良發達せしむるの機關一として具はらざるなきが如く桑畑は何十萬町歩、掃立は何百萬枚、其收繭は何百萬石と稱し其輸出額何千萬圓と叫ぶ驟々として日進月歩の勢ありて敢て振興策を喋々する要なきが如し

然り日進月歩の觀なきにあらず然れども是れ唯表面の現象のみ屋氣樓のみ更に一歩を進めて審に之を觀察せば蓋し思ひ半ばに過ぎん

蚕害は如何其慢害年と共に益々甚しきにあらずや桑樹の病蟲害は如何將に全國の桑園を湯盡せんとするにあらずや微粒子病毒は猶其跡を收めず空頭蠶、白殭蠶盛に其威を逞うす蠶業を計營して利を見るもの稀に却て祖先の遺産を失はんとし斯業危險の感念々深し而して蠶業の教育蔑靡として振はず種類一定の

聲徒らに高く蠶種の濫造益〻急なり一部の觀察と雖も概ね斯の如し其他の弊畢げて數ふべからざるものあり嗚呼我邦の命脉を維持すてふ蠶業の現況斯の如しとせば其振興策を講ずるは決して無用にあらざるべし否寧ろ焦眉の急務なり況や斯業の勁敵を海外に有する今日に於てをや

蠶業の振興策は差し一にして足らざるなり然れども最も能く國度に適し民情に副ふものは稀なり多くは姑息偸安の策徒らに勞多くして效少なし勞多きは猶可なり效少なきを如何せん

嚮きに實業教育費國庫補助法の制定發布せらるゝや實業教育の氣焰頓に勃興し或は府縣立に或は郡村立に沛然として其設立を見るに至れり豈盛ならずや爾來其實未だ全く擧らずと雖も要するに彼の單一の補助法にして實業教育の振興を刺擊したるの效は決して少小ならずとす

已に斯の如し若し夫れ朝野心を斯業に致し有形と無形とを問はず凡百の手段方法を盡くし全力を傾注して以て之を保護奬勵せば數年ならずして著く振興すべきや必せり然れども是れ猶机上の論たるを免れず果して然らば其策は如何蠶種の改良か製絲の改良か原種の專賣か種類の一定か種蠶の共同飼育か蠶種檢査法の改正か曰く未だし余の見る所を以てすれば最も適切有效の方法は蠶業教育の擴張と蠶業試驗場の設立とにありて存す余は蠶業界の現況に鑑み蠶業の振興策は唯此二者に存するを大聲疾呼して憚からざるなり諭ふ聊か其然る所以を說かん

▲蠶業教育　國家の發達は固より之を教育に待たざるべからず蠶業の隆盛を希ふもの亦決して蠶業教育の必要を忘るべからざるなり差し我邦古來蠶業を營むもの少なからずと雖も未だ普ぬく全國に及ばず當業者は頑として祖先以來の舊風を墨守し徒らに天候に依賴して萬一の僥倖を望み或は奸惡の手段に賴りて以て奇利を博せんと欲す之を以て失敗の嘆聲年と共に益〻高く近隣相望んで蠶業は危險なりと稱し投機なりと論ずるに至る普及發達せざるや宜なりと謂ふべし蠶業は危險なるにあらざるなり投機の業にあらざるなり是唯其道を知らざるが故のみ其理を辨ぜざるが故のみ思ふに今日蠶業界に要ふる所は有爲の人物乏しきに在り必要なる智能を備ふるのみならず常に國家の觀念を腦裡に存し和衷協同進んで事に當るの人物乏しきに在り嗚呼人物養成の急務すべく蠶業教育の必要知るべきなり已に此種の人物にして輩出するに至らんか我邦蠶業の前途豈深く憂ふるに足らんや

醵て我邦蠶業教育の現況を顧みよ既設の蠶業學校は全國を通じて僅に十有餘校に過ぎず而かも其設備全きは稀にして或は却て蔑雇振はざるが如く僅に實業教育費國庫補助法の後援に賴り辛うして其餘命を維持するの觀なきにあらず而して蠶業傳習所或は講習所の如きは一二稍觀るに足るべきものありと雖も多くは規模狹小殆ど論ずるに足るものなく獨り短期の傳習或は講習に至りては却て稍流行の傾きありて斯業發達の一助たるや固より明なりと雖も此の如きは未だ以て所要の人才を得るの道にあらずとす余が蠶業教育の擴張を希ふもの實に之が爲めなり

幸に政府亦見る所あり農商務省は嚮きに蠶業傳習の主任を招集し傳習の方針並に程度に關し深く審議する所あり文部省は高等教育會議に附するに實業學校令を以てし或は蠶業教育者を會して大に攻究する所あり未だ必しも斯業教育の基礎成れるにあらずと雖も亦以て前途に點々有望の燈火を認めたるが如し然れども此事たる單に之を政府に一任すべきものにあらず在野の士亦此機に乘じて奮勵一番共に力を茲に致し益〻斯業教育の擴張を圖り以て國家永遠の大計をなさんことを是れ余が深く望みて止まざる所なり

▲蠶業試驗場　教育は國家永遠の大計寧ろ第二の國民を養成するものにして效を寸時に期すべからず而して蠶業界の現況を顧れば焦眉の急務指を屈するに遑あらず蠶種の改良、種類の一定、飼育の方法、繰絲の術其他桑樹の栽培より蠶室、蠶具の消毒に至るまで殆ど一として則るべきものなく萬日一齊蠶種の改良、種類の一定を號呼するも未だ良種類を發見せず硫黃焦燕は無效なりと說き或は之を有效なりと駁し安樂飼ひ出で人工養蠶法現はる異論紛々當業者據て以て守るべき所に迷ひ徒らに望洋の嘆深し夫れ斯の如し故に蠶業教育の外別に此焦眉の急を救ふの策なかるべからず蠶業試驗場の設立則是なり

蠶業試驗場は蠶業に關する百般の試驗を行ふ所なり蠶業界の燈臺なり蠶業界凡百の疑問は盡く此に集りて解釋せらるゝなり若し夫れ其設備の詳細なる點に至りては茲に說述する機會にあらずと雖も其規模の廣大にして其基礎を確實にし適宜中央及地方に配置し互に相聯絡して適切緊要の試驗を行ひ以て其則る所を當業者に知らしむるに至らば其利益果して幾干ぞや斯くして蠶業教育と並び進むに於ては蠶業の基礎始めて固くして容易に普及發達し大に國利民福を增進するや明なり

人或は言はん現今の蠶業學校蠶業傳習所等に於ては何れも皆蠶業の試驗を行ひつゝあるにあらずや何を苦んで特に試驗場を要せんやと夫れ然り然りと雖も教育に從事すると共に兼て蠶業の試驗を行ひ以て兩者の圓滿なる目的を遂げんと欲す並し決して能くし得べからざるもの二兎を追ふの悔を免れず教育は而かく輕易なるものにあらず鋭意專心猶足らざるを常とす試驗の事たる亦然り共に各專門的ならざるべからず現今蠶業學校等に於て兼て試驗を行ひつゝあるは必要に迫まられて止むを得ざるが爲めのみ故に其範圍亦極めて狹小なるを免れず豈蠶業試驗場と同一の效果を望むべけんや蠶業教育に從事するものに向ひて諸般の試驗事業を要求するは教育及試驗の何たるを解せざる者のみ蠶業教育者にして進んで試驗事業に從ひ兩者の目的を貫徹せんと言ふものあらば是れ亦教育と試驗との別を知らざる者のみ若し夫れ試驗事業に要する職員より器具、器械に至るまで特に設備するあらば即可なり然れども是れ何ぞ試驗場を特設すると何ぞ擇ばん寧ろ純然たる試驗場を設立するの優れるに若かざるなり

嗚呼蠶業振興の叫聲久しきに亘りて而して其實未だ舉がらず著し從來の經營未だ全からざるものあるに由らずんばあらず聊か其策を述べ以て朝野諸士の高敎を仰ぐ

●繭の形狀に於ける自然的觀察

大日本蠶絲會技藝委員　吉池慶一正

近來生絲改良てふ喚聲は繭種の雜駁なん反響を湧起し延て在來繭種の形狀即ち肥後米俵の如きものは批難攻擊の中心點となれり肥後米俵形の繭果して類節多きか、解舒不良なるか、絲質可ならざるか吾人は是等の問題に關しては今や研究の中途にあれば之が是非を明言せざるなり而して繭形の縊れ目あるものは生絲として不良なりと言ふは吾人が利用上より觀察せし所の現象なり此繭の縊れ目は蠶其れ自身に取りて有用なりや無益なりや即ち蠶と繭の形狀とは如何なる關係を有するやに就て一片の觀察談を試むるも敢て無用の事にはあらざるべし

支那種を飼育するものをして其結繭の際に當り直に奇異の觀念を起さしむるものは贅絲即ち蠶兒の繭を營む前に建築の基礎として足掛けとして吐出す所の贅絲の多きこと是れなり何故に斯の如く贅絲多きや或は種類(學說上の變種以下皆之に倣ふ)の性質にも因るべけれども吾人は其一半を擧げて營繭の難易に歸するものなり見よ工匠の家屋を建築するに當り木材を以てする短矮の家屋は所謂足掛けを要すること甚だ寡きにも拘らず瓦石を以て疊む蒼天の高廈或は深谷大河に臨む宅舍は其足掛けを最も複雜に堅固となすにあらずや是れ建築の難易に由るものなり蠶の繭を營むや毬形のもの肥後米俵形のものに比して足掛け所謂贅絲なるもの著しき差あることを見る今左に繭百顆に就て調査せる繭絲量一反に對する贅絲の量を示さん

種別	標目	形狀	贅絲量
白	玉	肥後米俵形	三厘六毛六絲七〇三
青	熟同	同	三厘七毛八絲五三九
角	又長	椎實形	四厘九毛七絲二五七
支	那鳥	卵形	一分〇厘一毛七絲四五〇
同	毬	形	一分四厘一毛七絲三二〇

右の如く肥後米俵の如き白玉、青熟は最も贅絲寡く長椎實形の角又之に次ぎ鳥卵形の支那尙之に次ぎ毬形の支那は其量最も多し何故に縊れ目ある繭を營むものは贅絲寡きやは蠶兒は解語の力なければ其明答を求むること難しと雖も吾人の觀察は營繭上毬形を難しとし肥後米俵形を易しとするものなり何となれば肥後米俵形の中央縊れ目は多くの場合に於て肢を支ゆる支點となり最も便利なれども椎實形より鳥卵形更に毬形となれば腹肢を支ゆる位置は彎曲するを以て甚不便なるものあるなり是に於てか贅絲量即ち足掛けの此に寡く彼に多き所以も明瞭となれり又肥後米俵形のものは比較的繭形一定し厚薄少なく長椎實形、鳥卵形、毬形のものは比較的形狀一定せざるのみならず繭層も亦厚薄あるは止むを得ざる數なるが如し又同一の種類にありても簇器の構造其宜しきを得たるものと否とは營繭の便否に關するを以て贅絲量に著しき差あるを見るべし是れ營繭の便否は贅絲量に影響を及ぼす一證となすべきか

繭は言ふまでもなく蛹即ち第二期蟲時代の保護機關なり吾人に利用せらるゝ爲に營むものにあらず然れば蠶自身に取りては蛹時代の保護に缺くる所なければ他に求むるなきは喋々を要せざるなり此保護に向て肥後米俵形のもの佳きや毬形のもの良きやは俄に判斷し難しと雖も肥後米俵形のものは中央に縊れ目あり蛹身の畧中央を支ゆるを以て蛹は直立すと雖も椎實形より鳥卵形更に毬形となれば蛹身を支ゆるものなきを以て蛹躰は彎曲所謂弓狀をなす是れ生殖器の發達上頗る注目すべき問題なり今左に五頭に就て調査せる雌蛾の生殖器發育比較を示さん

種別	標目	形狀	卵巢全長	交尾囊長	貯精囊長	粘液囊長
白	玉	肥後米俵形	一二四、〇ミリメートル	四、三ミリメートル	二、〇ミリメートル	一四、八ミリメートル
青	熟	同	一二六、〇	五、五	二、五	一五、〇
支	那	鳥卵形	六七、〇	四、〇	二、二	一一、〇

右の表は蛾躰重量同からず青熟は一、グラム〇〇〇白玉は〇、グラム七六〇支那は〇、グラム六九五のものなれば直ちに以て發育の良否を判斷する能はずと雖も以て一般を推知するに足るべし尙左に十蛾に就て精査せる一蛾平均產卵の數を揭ぐべし

種別	標目	形狀	蛾躰量	卵數 產卵	卵數 除卵	卵數 卵巢殘留	卵數 同上合計
白	玉	肥後米俵形	七八〇グラム	五六八	八七	二	六五七
青	熟	同	八三五	五七二	七〇	〇	六四二
角	又	長椎實形	九〇	六二四	五七	九	六九〇
支	那	鳥卵形	六〇七	三五四	一〇〇	三	四五七
同	毬	形	八五七	三五八	一二一	七	四八六

此數は躰量即ち比較すべき基點異なるを以て之を以て正確に優劣を辨別すること難けれども更に蛾躰量一分に對する比例を示さん

種別	標目	形狀	蛾躰量一匁に對する蠶卵數	蛾躰量一匁に對する蠶卵重量
白	玉	肥後米俵形	三一二、四	四三六、七三五毫
青	熟	同	二八八、五	四三一、〇一九
角	又	長椎實形	二八七、一	四二五、七六九
支	那	鳥卵形	二四二、二	三三九、八〇七
同	毬	形	二一二、六	三一二、九四七

右の如く同一の蛾躰量に於ける卵粒の顆數に於ても亦重量に於ても遞次減少するを見る是れ其原因必しも一ならざるべしと雖も繭の蛹躰保護として形狀の關係を有することを見るに足るべし或は曰はん卵粒は蛹時代に於てのみ形成せらるゝものにあらずと吾人も亦卵粒の既に蠶見即ち幼蟲時代に於て發達しつつあるを知り更に種類の性質にもより飼育法其他外界の關係も與て力あることは知らざるにあらずと雖も蠶卵の發達は蛹時代に於て更に著しきものあるを見れば特に重きを措く所以なり次の一表は是れを事實の上に證明して餘りあれば讀者更に眼を左表に轉ぜよ

種別	標目	形狀	一蛾に對する白繭	蠶卵一千粒に對する白繭
白	玉	肥後米俵形	一三、七〇	一三、七〇
青	熟同		九、〇	四、二六
角	又長	椎實形	二三	三一、八八
支	那鳥	卵形	三六	七八、七七
同	毬	形	三七	七六、一三

發に白繭と稱するものは同一の時間に於て雌雄交尾せしむるも受精せざるか受精するを得ざる蠶卵所謂死卵を指すものなり此白繭の多少を擧げて繭形に責を負はしむるは失當なるべしと雖も繭の蛹躰を保護するに就て如何に繭形の關係深きやを一考するの價値ありと云ふべし故に吾人は蛹躰を保護するてふ自然の目的に向て寧ろ蠶其れ自身は子孫を繁殖するてふ彼等の希望に向て蛹形を彎曲ならしむる鳥卵形或は毬形の繭よりは蛹形を正しく保たしむる肥後米俵形の繭れ目ある繭は適當なりと云ふを憚らざるなり是に於て乎吾人の念頭一の疑問を惹起し來れり疑問とは何ぞや過去に於ける日本蠶業の發達是なり日本蠶業の發達は蠶種家に著しく長野、福島、群馬、埼玉等の如き蠶業の中心と稱せられ蠶業の進歩せる所は皆蠶種家の巢窟なり之を極端に論評するときは日本蠶業の發達は蠶種家的なりと云ふも敢て經言にあらざるを見る然るに此肥後米俵形の繭は繭粒としては比較的一整し蠶種としては比較的多量の卵粒を得之に加るに死卵寡し故に蠶種家の經濟として又蠶種家は顧客の信用を博する上に於て肥後米俵形の繭種を飼育するを得策とす然れば之を研究して飼育し來れるものにあらずとするも少くも數年の經驗が不知不識の間に蠶種家をして繭種の撰擇を此方向に導き淘汰し來れるものにあらざるなきか記して以て他日研究の料に充つ

上來陳述せし所は繭が蛹躰保護機關としての自然的觀察なれども吾人が利用上より之を見るときは假令蠶卵の數寡く死卵多く蛹躰を保護するに適當の繭にあらずとするも其蠶見の生理上に著しき影響を及ぼさず生絲としての品位良好に養蠶としての性質健全なりとすれば日本生絲の聲價を維持する爲に更に日本蠶業の機運を發達せしむる爲には在來の繭種を悉く滅盡せしむるも敢て顧るものにあらざるなり然れども繭の形狀に躁急し支那種に向て深く研究も試みずして謳歌雷同するものには全然同情を表すること能はざるなり今や吾人は支那種に就ては研究中に屬すれば賛否の聲を擧げ難しと雖も吾人は日本蠶業の命脈に關する問題を輕々の中に一定し後日噍臍の悔を來さゞらんことを當局者幷に實業家に對して警告して止まざるものなり

●天保元年より今日に至る生絲の沿革及相場に就て

第七回大集會演說

大日本蠶絲會技藝委員　橋本重兵衛

私は演題が定らぬ中に斯う云ふことを御揭げ下されました譯で、併し相變らず長話しですから時間を箱めて十二時までに仕舞ふやうにと云ふ御話でございました、此間中より變な物を調べて經濟漫言と云ふ名を附けました、それに就きまして生絲の事だけ引抜いて御話を致したう存じます

天保元年より始めまして今日に至るまでの御話でございますが、此天保元年の生絲の有樣はどう云ふ有樣であつたかと言ふと、今日の事にして見れば隨分安いやうに思ひますけれども、さつぱり安くございませぬ、天保元年と今日とは金貨が違つて居る、天保元年の草文判は幾ちであつたかと云ふと今日の新金貨の二分二厘二毛二才の割を以て換算すると九圓八拾錢に當つて居ります、それから天保八年に金位が變つて來て天保判と云ふものになり八圓五拾錢に當つて居ります、それより續いて安政三年に安政判と云ふものが出來た、是れは六圓八拾錢に下つて來た、そこで此生絲と云ふものは今日から見ますると當時は非常に安かつたと皆樣は思召すでせうが、なか〳〵安くない、全體此天保元年よりの取調はどう云ふ所から調べたかと云ふと自分の本家に樗本彌作と云ふ者が上州桐生在にございます、大藏省から囑託されて天保元年より明治十二年まで五十年間の諸相場の調をして貰ひたいと云ふことで自分の兄が調べた物がございます、そこで上州の物價或は全國中の物價は大藏省に確に調べてあると私は考へて居ります、併ながら生絲直段は僅に上州だけの物を調べたので、大藏省が生絲に就て全國取調べたのを見ました、それは天保元年より明治十二年までの間の調べでございます、其調中のものゝ內奧州の福島造りの生絲でございますが濱付絲が九貫目で相場が立つて居ります、其天保元年の直段は幾らであつたかと云ふと三十兩、それから二年には三十八兩となりました、それより無事で相場が多分には動きませんが天保十二年に信州の蘆鑵屋市之右衛門と云ふ人が生絲の買占めをした、それで始めて五十六兩と云ふ直段が出た、又其翌年には水野越前守殿が絹布の着物を着てはならぬと云ふ禁止令を出された爲に其年は廿八兩に下つた、そこで先づ天保元年より十年までの間の金貨が今日の割合で幾ちに當つて居るかと云ふと九圓四拾壹錢に當つて居ります、それから天保十一年より嘉永二年までの十年間は八圓五拾錢、それより嘉永三年より安政六年までの十年間は七圓八拾錢に當つて居ります、それより三十ヶ年間の平均は幾ちかと云へば八圓五拾七錢に當つて居ります、天保元年より十年まで十年間平均生絲の直段は三拾五圓、永錢で七貫文、天保十一年より嘉永二年まで十ヶ年間の平均が四十六兩八貫文、嘉永三年より安政六年までの十ヶ年間の平均が五十八兩と四貫文と斯うなつて居ります、そこで前の十ヶ年間の舊貨の平均は幾ちかと云ふと今日の金量二分二厘二毛の新金貨より割出した所のものは三百三拾五圓六拾九錢に當つて居ります、其次の十ヶ年間は四百四拾七圓五拾錢、三十ヶ年間を相通じての平均が三百九拾三圓六拾錢に當つて居ります、今日から見ますと、なか〳〵安い直段では決してない、金貨の呼直が安いのであります

白絹の直段も天保元年より十年までの間は一兩に付ての數量にて百五十匁である、十一年より嘉永二年まで百三十八匁、嘉永三年より安政六年までが百三十一匁、三十ヶ年間平均が百四十匁でありました、それを新金貨にして幾ちかと云ふと十六匁七分にしか當つて居りませぬ、そこで天保元年よりの事は是れで措きまして萬延元年より慶應三年までは引拔きまして明治元年です、明治元年からの事も矢張り濱付絲を以て標準とします、明治元年より六年までずつと行つて七年になると折返し一頭馬首を持つて標準としました、此一頭馬首も二十五年頃は造り方がずつと惡くなつたによりまして平行することが出來ぬにより、それより一頭馬首より少し良い品を持つて始めて平均直段を出しました、是れを新金貨に換算するに就て最初から亞米利加の參着爲替を以て見積りました、さうすると其當時一兩と言つたものは今日の貳圓と云ふ割合であります、それで明治元年から十年までの間の平均は幾ちかと云ふと九貫目に付て六百拾貳圓拾錢に付きます、それより十一年より二十年までの間の平均は五百貳拾七圓九拾一錢、二十一年より三十年間までが四百三拾六圓九拾四錢で一番安い、そこで三十ヶ年間相通じて見ますと五百貳拾五圓六拾五錢に付きます、此當時日本と歐羅巴との關係はどうであつたかと云ふと、歐羅巴で一番生絲の高かつたのは明治元年にはゞ佛蘭西絲一番にて里昂の相場は幾ちかと云ふと一基に付百二十四フラン、五年には百八フラン、十年には八十五フラン、十五年が六十八フ

ラン、二十年が六十一フラン、二十五年が五十五フラン、三十年が四十二フランと漸次下つて來た、そこでそれを今日の我新金貨に割出して見ますと明治元年には九貫目の絲が幾らにあつたかと云ふと千六百七拾四圓に付いて居ります、五年には千四百五拾八圓、十一年には千三百四拾七圓五拾錢、十五年には九百拾八圓、二十一年には八百貳拾三圓拾錢、二十五年には七百四拾貳圓五拾錢、三十年には五百六拾七圓と斯う下つて來た、そこで此調べに就て私が妙な事を思ひ附いたと云ふ御話を致します

此日本の貿易の有樣はどう云ふ有樣であつたかと云ふと明治十年までの間は安政六年以降輸出入共に外國人に多額の利益を占められたと思ひます、百圓の物品は必ず五拾圓以下で買はれた、輸出入共に二倍以上の利益を占められたかと私は思ふ、歐洲絲と濱付絲を比較して見るに濱付絲でございますから品位は佛絲よりは惡るいに相違ない、惡るいとしても五百四拾五圓餘りの物が佛國絲は千六百七拾四圓と云ふ直段、三分一にも足らぬものである、でございますから明治十年までの間には輸出入共に二倍額の利益は取られたかと私は思ふ、其二倍額の利益を取られた結果はどうなつたかと云ふに非常の好結果を生じたと私は思ふ、勿論今日からは舊の如くではなりませぬが、今日までの所は非常に坐賣貿易が宜かつたと思ふ、と云ふものはもと日本の制度が權利と云ふことのほか考へない國であるし、利益と云ふものは一つも考へなかつた、そこで外國人は利益より外望みの無い人でございますから金儲をすれば宜いと云ふ所から渡來してどん〳〵やつて來た、若し日本人が外國の事情に通じて居つたならば三分の一乃至四分の一にて物品を買はれることはなかつたろうと思います、故に多額の金を日本に持つて來て商買をなしたるの結果非常に膨脹したのである、歐米本國の人云ふに若し日本國に商ひに行くなら金及び品物を貸してやる、他の國に行くならば金は貸さぬと云ふやうな風で無暗に金と物品を持つて來た、品物の賣買に於ては大の利益を占られたに相違ない、併し內國人は其當時は少しも高低には苦痛を感じない、輸出入物品共に大に利益のありし當時であるから一向差支ない、却て日本の物品を安く賣つたに據て外國の爲に斯樣な立派な國にして貰つたと言つて宜い、さうすると大變坐賣が宜かつたと云ふことを私は發明した、そこで此後はどうすれば宜しいかと言へば將來は眞の商買學校を卒業してから例の通りとき使はれてはなりませぬ、是れから先きは或は進んで直輸出をしなければなりませぬ、所が、日本が外國と直接に商賣をしたらどうであるかと言ふに近來までは一回失敗すると必ず第二を勃興することが出來なかつた、居留外國人は利益あるにより世界中我物品の販路を擴張してくれたのでありますが、故に外國人に據らなければならぬと云ふ考である

今回の調べに就て考を得たと云ふものはもと私は金銀の世界の採掘高を調べたことがございます、否な調べたのではない飜譯したものに就て玩味したことがございます、それに據つて見ますと現在の金と銀との等差が非常に多いから銀貨本位が宜からうと云ふ心持で居りました、所が何分銀と云ふものはいかぬ、例へば生絲にして見ましても五百圓の時もあれば三百圓の時もある、實に非常に狂つて居りますから貨幣として置くには金と云ふものより外に望みがない、併しながら今日の所は金銀差位が三十六乃至四十と云ふ釣合でございますから將來どうなるかと云ふと丁度千八百五十年にカリホルニヤ濱太利で金鑛を發見した當時と同じやうに現に銀の驅逐論がある、此事は將來どうなるかと云ふに金銀兩本位となることもあらんか若し兩本位となれば銀は騰貴するならん銀の方が勝利を得はしないかと云ふ考をして居りました、金と銀と貨幣としては金より外に依るものはないと私は思ふ

今日の生絲の直段は大變高いと云ふことを申しますが是れは生絲の直段が高いのではない、呼直が高い、例へば其以前に二八温繭と言ふた其十六文の相場が今日幾らに當つて居るかと云ふと二錢二厘に當て居ります、それはどうであるかと云ふと十六文に向つて錢相場が六貫四百四十文である、それを割ると三百何十となる、それを今度の新金貨に換算した八圓五拾七錢を掛けて見ると二錢二厘が出て來る、さうと云ふ譯であつて殊に昔が安いと云ふのではない、今日の金の呼直が違つて居る、そこは皆樣が能く氣を

附けなければなりませぬ

昨年の福島折返し絲でございましたが極安直段が六百八拾圓と云ふものから出して來ましたから平均直としては少し安いか知りませぬが詰り九貫目の絲が三百八拾四圓拾五錢に付いて居ります、前年よりしてない所の一番安い價であつたと云ふ譯でございます、先づ今日の生絲の直段が高値であると云ふことは私は古金貨の呼直の勘定が間違つて居りはしないかと思つて居る、之れとり亞米利加の模樣を少々御話しを致します第一の御得意場が滅に賣れないから此後此有樣で絶對的に賣れないで仕舞ふかと云ふ御考があるかも知らぬがどうも私はさうでなからうと思ふ、併ながら到底當こにはなりませぬ豫想でございます、此前にも栃木縣人にして生絲相場の見込が違た云々につきて橋本に物を申すと云ふて立派に書かれたことがございます、併し生絲相場の高値のことに故障さへなければ違はぬけれども常に故障が澤山にありがちだから云ふた事をいつもおつゝかない、固より不學の我我に分るべきものでない、けれども今日非常に杞憂して居ることは或は差支なく賣れるだろうかと云ふ御話を致したうございます

先づ亞米利加の模樣は何時から不景氣が始つて來たかと云ふと丁度二十六年の博覽會の當時から不景氣の端緒を開いて來ました、それから引續いて不景氣が來た、然るに近頃になつて愛物の販賣や何かの爲に非常に都合能くなつたので大變化を成して回復して來た、併ながら元と非常の不幸に出會つて居るから今日の所は鄭重に慎んで居ります、と云ふものはチカゴには去る廿六年に博覽會のあつた所ですが此昨年と今年と資產はどつちが殖えたかと云ふと昨年よりは今年の方が惡い、是れは動產不動產の價額を見積つた調が出て居りますが昨年より額面の減じたること千六百九十九萬七千弗減じて居ります、是れは即ち博覽會の後の爲である、そこで亞米利加の今日の經濟社會はどうであるかと言つたら紐育、ボストン、ヒラデルヒヤ、チカゴ、華盛頓、桑港其他一般の金融の模樣を比較して御話しを致します、一昨年即ち千八百九十六年七月中には幾らの預金があつたかと云へば六億四千四百七十萬弗あつた、昨年の七月には八億六千九百萬弗あつた、今年七月には九億七千百九十萬弗の預金がある、實に金融は緩漫になつて居ります、そこで貸付はどうなつて居るかと云ふと千八百九十六年七月には九億千萬弗、七年七月にはぐつと減つて七億七千萬弗、當年七月は百億九千萬弗餘の貸付になつて居る、右樣の位に膨脹して居る所でございます、然るに生絲の有樣は非常に縮んで居る、縮んで居るのはどう云ふ所から來たかと云ふと横濱の生絲は歐羅巴に賣れて亞米利加には賣れが惡い、新絲以來賣れが惡いと云ふ歎聲を諸方で聞きますが亞米利加の有樣はどうであるかと云ふと先づ假に外交の事、是れはやかましい話でございますが少し新聞屋さんなどに氣をつけて御貰ひ申さなければ外交のことはなりませぬ、例へば私が英吉利に居りました當時に佛蘭西公使支那にをりし人が英吉利に轉じて來たことがございます、英吉利人が倫敦で非常に歡迎して何でも支那を打たなければならぬと非常に煽動しました、そこで佛蘭西の方は是れはおだてられてはいかぬからと云ふので、佛國新聞の言ふ所に據れば英吉利は埃及を打たなければならぬと云ふて筆を揃へて各新聞が書くと是れは溜らぬ、斯う云ふことをやられてはいかぬと云ふ所から互に書くことをびつたり休んだ、佛蘭西もちつとも書かぬ、そこで御互に何にもなしになると云ふことに立至りました、抑々外交のことは餘程先づ御慎みを願はなければならぬ場合が澤山にあります、我邊東半島を支那へ歸へした有樣、それから歐羅巴戰爭後の有樣を御話をすると獨逸は普佛の戰爭、其時には藏に都合宜く金も取りアルサスローレンスも占領して都合宜く片附いた、其後には露西亞と土耳古も批准交換までしたが滅茶〳〵になつた、それから土耳古と希臘、兩國の片も未だつきますまい、所が今度は亞米利加と西班牙との關係でございます、此關係は比律賓群島のことが片附かぬければ十分な景氣は出さぬと思ふ、と云ふのは何分不景氣が續きましたが今日の所は農產物が外國に十分賣れて居りますし手許は緩るんで居りますが、比律賓群島の片附かざる内は決して驕がずに、じつと耐へて居ります、然る

に亞米利加人の言ふ所は公明正大な實に立派なものでございますから容易に片附くと思ひます、さうすると當月一杯には片附きませう、片附いたら隨分立派な景氣が出るかと思ふ、去りながら又そこにどう云ふ故障が出るかも知れませぬが理窟上として亞米利加が二億五千萬弗戰爭に使つた金も未だ殘らず內國人の手許にある、それから昨年度の小麥の代一億弗以上の金額を賣りましたのも皆手許にあります、それで海外に出さぬのであるから殊に景氣が能くならなければならぬ理窟でありながら景氣が發達して來ない、來ないのは比律賓群島が片附かぬのである、歐羅巴の生絲の有樣は昨年と收穫は違はぬ、違はぬのに生絲賣行の宜いのは千九百年度に佛蘭西に大博覽會がある、其大博覽會に使ふ絲は非常な多額にならうかと思ひます、と申しますのは該國の織物としては十五億フラン織り出します其內で絹織物は六億五千萬フラン位しか織つて居りませぬ、けれども利益は誰がするかと云ふと絹織物其物が利益をします、だから是れは政府も人民も相提携して絹織物には充分に保護奬勵してあります、今日佛蘭西に澤山の絲が行くのは三十三年の大博覽會を見込んで居ります、例へば博覽會と云ふと一人で行くやうなことにはいかぬ、歐羅巴のことにして見ると或は瑞西、露西亞邊からも行き又は亞米利加あたりからも一般に佛蘭西に行かなければならぬ、其立派な豪商紳士であれば御交際に行かなければならぬ、行くとなると自分一人と云ふ譯にはいかぬ、妻君も子供も連れて行かなければならぬ、妻君や子供を連れて行くには從つて着物が要る或は餘計な物が要る、それで生絲二百萬キロ位は博覽會の爲に餘計に潰れはしないかと云ふ私の考でございます、博覽會の出品は僅なものでございませう、けれども着て出る着物はえらい多い、さうして見れば來年の新絲のものでは少しく間に合はぬ、故に當時歐洲向きが賣れて居るのである、是れからは亞米利加の所も或は少し宜くなりはせぬかと思ふ、是れは當てにすると悪るいが先づ悪るくなる考はございませぬ、そこで今日の絲價は九百圓乃至一千圓位とすればどうも外國に比較して割合が立つものか立たぬものか、と云ふと前年よりの平均絲二十九年には三百七拾圓三拾錢について居ります、昨年は三百八拾四圓拾五錢について居ります、三十年間の平均は五百二拾五圓の平均であるから現今が安いのでございますから皆さまは十分骨を折つて養蠶を振張して十分の御利益を占める餘地が澤山あると思ひます、又歐羅巴では生絲の爲に利益になるかと云ふと多分の利益は私は今日なからうと思ひますから十分進んで御やりなさつて戴きたいと云ふ積でございます、どうか宜しく……（拍手）

●寄書

●蠶業教育の普及に就て

在新潟市　大日本蠶絲會員　佐藤辰太郎

蠶絲は我邦主要の生產物にして斯業の盛衰は直に延て我國力に至大の影響を及ぼすべしとは今や萬人一齊口を揃て各其改良擴張施設等の要件を縷述せられ殆ど餘す所なきが如し豈亦盛ならずや然れども余輩蠶業者を以て自ら任ずるもの卑見の諸士に告げんと欲するなきにあらず請ふ左に少しく之を述べしめよ農商務省に於ては去明治十七年東京麹町區內山下町に微粒子病試驗場を設置せられてより時勢の進運に伴ひ漸々發達して北豐島郡西ケ原へ場所を轉じ尙其規模を擴め農務局假試驗場蠶事部農務局蠶業試驗場等と改稱し試驗の傍ら傳習生を募集し斯業に關する技術と學理とを授けて其業を卒へたるもの一千百六十二名あり而して明治二十九年に至り帝國議會の協贊を得て一層擴張せられ名を農商務省蠶業講習所と改め今や別科本科を合せて百四十九名の卒業生を出し合計一千三百十一名に達せり此人員たる甚だ多きが如しと雖も中には既に鬼籍に入りしものあり或は目的を變じて他業に轉ぜしものあり故に此等を控除して全國に配當せんか猶其少數なるを如何せん見よ今や各地共に本業改良振起の急務なるを見て養蠶巡回敎師を招聘し或は又法律第十號蠶種檢査法の發布に遇ひて蠶種檢査員の必要を增せり然れども共に自縣の卒業生を以て自縣の需要を滿たすことを得ずして多くは他縣より招聘するにあらざれば速成せるもの所謂不完全なる一夜造りの檢査員若しくは養蠶敎師たるに過ぎざるなり故に其檢査員養蠶敎師の如き人員實に屈指に遑あらざれども完全なる蠶業敎育を受け經驗に富み技術に長じ學理を實地に應用するも

のに至ては寥々曉星の觀あらん彼養蠶教師の失敗多き強き之れのみに因るにはあらざるべしと雖も彼等は所謂杓子定規的にして自己が傳習所、講習所、學校若しくは技術家に在りて修めたる所の手段方法を以て氣候風土の如何を顧みず氣候風土の異りたる地方に其儘實行するにより失敗を招くものにはあらざるなきか又其最も慨すべきものは今日の蠶種製造者なり彼は養蠶家の源泉にして其製出せし所の蠶種は善惡共直に延て我邦の經濟上に影響を及ぼすこと少なからざれば苟も斯業に從事せんとするものは經驗あり技術に長じ學識あるものにして誠意誠心之が改善を企てざるべからざるにも拘らず多くは教育なく學識なく經驗なく利己的主義の輩にして僅に養蠶の通法を知得せりとて直ちに營業を始め或は父祖傳來の舊習を墨守して日進月歩の今日なりとて知らざるものゝ如し豈に長大息の至りならずや時勢は益ゝ余輩をして蠶業教育の普及を願るの止むを得ざるに至らしめり

今や養蠶傳習所、講習所は年一年に各地に設置せられて此等の需要に充て得べしと雖も然れども其多くは一方に偏し或は蠶兒飼育の技術に止まり彼の必要なる學理に加ふるに卒業後教師たるに缺くべからざるの教育を缺き或は又教授法によりて飼育の技術に乏しき所謂机上論者の多くを出すものあり其完全なるものに至ては是れ實に寥々曉星の如く失敗するもの多きも亦怪しむに足らざるものあり而して其技術學理等を兼修せしむる所のものなきにあらずと雖も其少數は到底多數を制することを能はずして益ゝ不完全なる卒業生の多きを見るに至るや知るべからざるなり一得一失是れ數の免れざる所なるか

余は茲に飼育の技術と學理と相併行し加ふるに教師として缺くべからざるの教育を教授せられんことを望むや切なり（本會報第七拾弐號荒木氏の說あり）好し卒業後養蠶教師たらんと欲するものに在りても亦必ず無用の學にあらざればなり尚又曩に本報を藉りて卑見を吐き彼の蠶種製造者の淘汰を主張せしが成るべくは完全なる蠶業教育あるの士をして一意專心蠶種の製造に從事し精撰以て種類の雜駁を正し蠶種の不良を矯め以て繭質の改良、生絲の齊整を圖るの端緒を開かしめんことを望まずんばあらず而して其教育普及に於ける手段方法の如きは今更に余輩の喋々を要せずして既に各地に於て設置せられしものゝ不完全なるは之を改善し或は着々歩武を進めて設置せられんとしつゝある講習所、傳習所、試驗場、學校等の設置をして一日も速に且つ完全なる傳習法を以て飼育の技術は勿論之に關する學課及教授の方法を懇授し又其費用の許す限りは一郡に一ヶ所若しくは其土地の狀況により二郡或は三郡に就きて一二ヶ所を置き技術に長じ經驗に富み學識あるの士を聘して之を擔當せしめ郡費若しくは地方費を以て入場生徒學資の幾分を補助し益ゝ鼓舞奬勵して其志願者を多からしめ漸次拔擢入學せしむるの方法を採らば蠶業教育の普及に就て蓋し少なからざる效果を收むべきを信ず尙終りに臨みて切望して止まざる所のものは西京に設置せらるべき農商務省蠶業講習所設立の速かならんことを是れなりとす知らず諸士之を贊するや否や茲に卿か所感を述べ且つ識者の名案を待つ

●製絲學校を設くべし

在大阪官農學校
大日本蠶絲會員　星野信

我大日本帝國は一纖の生絲に依りて以て確かに命脈を繫ぐものと云ふ然るに蠶絲を以て一大特有物產と稱する能はざるものは何ぞや東洋には生絲改良に着々歩を進むるの勁敵清國あり西洋には保護奬勵して其志願を遂げ盛を計るの佛國西、伊太利の二國あり嗚呼生絲を以て本邦の一大特有物產となし世界第一等の蠶絲國たらしむること抑ゝ亦難哉嗚呼本邦は遂に世界第一等の蠶絲國たらしむること能はざる乎否決して其策なきにあらざるなり

願ふに保護奬勵に據りて其隆盛を計らんとする佛國西、伊太利は敢て恐るゝに足らざるべし而して今後我邦の最も憂ひざるべからざる一大勁敵は兵力を以て勝利を得たるも實業を以て大敗を槃りつゝある彼の支那にあらむ見よ彼は精練なる器械及機敏なる商略を以て漸次我邦の富源を蠶食するあるを假令目下彼の生絲販賣額は我邦と殆ど相匹敵すと雖も生絲產額に就ては業に既に我に倍せり況や益ゝ改良の念を强うするをや

是に由りて之を觀れば支那に對するの改良方針を定むべきことは實に目下の一大急務なりとす而して今や政府に於ても之が策を講ぜむと欲し蠶業視察員を派遣せられ民間に於ても有識の士其事情を探究せられ漸次支那に對する改良方針を定め得べき一の羅針盤を造らむとせり故に余の如き無學無經驗なる若輩の喋々を要せずと雖も然れども愚者も千慮の一得なきにあらず目下此一大急務の時に際して聊か卑言を呈するも敢て無言に優るべきを信じ茲に不敏を顧みず遂に有識者の教示を煩すに至れり

維新以來朝野共に蠶絲業の改良進歩を計らむとするに力を盡すや實に苦心慘憺至れりと謂ふべし或は蠶

業教育を普及せむが爲に蠶業講習所を設け或は生絲改良の根本たる生絲檢査所を設け或は蠶種改良を施すべき蠶種檢査法の發布あり或は各農學校に養蠶科を置くあり其他養蠶學校、養蠶傳習所の設立、蠶種賣買上の惡弊を防ぐべき購入組合の設置、雑蠶共同飼育法、蠶病の研究、桑樹萎縮病の調査等凡そ斯業に關する改良の方法を講ずること年一年より盛なりと雖如斯にして未だ世界第一等の蠶絲國たること能はざるは甚だ怪むに堪へたり是れ其方法の不完全なるに由る蓋將た猶數年を待つて然る歟現今蠶業界に於て常に其改良を絶叫しつゝあるものは夫れ何處に在りや請ふ少しく之を說きて本論に及ばむ

古來我邦に於て飼育し來りたる蠶種は國の開明進歩に隨伴して互に其技を爭ひ又種々の飼育法を行ひ其間に不知不識雜多の種類を作りて製絲上に一の缺點を生ぜり故に或は種繭を一定すべしと云ひ從ひて飼練者くは器械の不整備なるを論じ甲論乙駁皆改良說なりはなし殊に類多しと稱せらるゝ所謂肥後俵樣の繭は元と博覽會、共進會又は品評會等の繭を審査するの方針多少誤りありたるが爲めなりと呼ばる蓋し此等は繭賣買上單に外觀的の判定を以て遂に慣習上の弊害を來せしものにして之を改良すること困難となれり然るに之に反して支那の繭は絲質常に我に優れりと云ふによりて本邦に於ては漸く支那種を輸入して之を試育し果して本邦の風土に適するかを檢せむとするの策を取るに至る從來本邦に於ても略ぼ支那種と其性質を同うする角又種あり以て相對して研究の材料となすことを得ば在來の繭質を改良せむには絲量の多きを貪らず絲質良好なるものを撰擇するを主として由て來りし習慣を打破するの策を なすことに努めざるべからず

西ク原蠶業講習所に於ては夙に茲に見るあり苛熱、小石丸、角又の三種を除くの外は地方養蠶家に分配飼育すること許さずと云ふを以て見れば其意嚮を察するに足るべし今後各農學校、養蠶學校、養蠶傳習所は互に其氣脈を通じ方針を一定すると同時に益々敎育を普及するに至らば能く其目的を達せむには前途疑ひを容れざるなり而して蠶絲業團體者は宜しく右に論ずる蠶業界の問題決定は本部蠶業講習所と其方針を一定し着々其實行を勉むること第一となすべし

然れども僅に此等の一事のみにては未だ以て第一等の蠶絲國たらしむること能はざるなり如何となれば我蠶絲業界に於て根本的改良を企圖すべき一大機關の未だ備はらざるを見れば なり其一大機關とは何ぞ

や曰く政府若くは當業者に於て一の製絲學校を設立して管理者たるべき資格あるもの及工女を養成し以て眞正事業家を導きて斯業に從事せしむること是れなり是れ余が此一事を以て目下の最大急務となし敢て大聲疾呼として以て其設備を企望する所以なり本邦に於ては未だ一大製絲講習所ありて是等の人物を養成するものあるを見ず又一の大製絲試驗場を設けて是等の事を研究するものあるを聞かず假令二三の小製絲講習所あるも之を養蠶上の改良機關あるに比すれば九牛の一毛に過ぎず其目的を達せむには前途遼遠なりと云はざるべからず養蠶は未なり根本の製絲を改良するに勉めずむば焉ぞ其目的を達することを得むや抑々本邦製絲家は眞正の工業家たるものの少なく唯投機的に其事業を繼續するあるのみ且つ薄弱なる資本を以て規模小なる器械を運轉し辛うじて其生命を維持するもの尠しとせず而して戰勝後の結果諸會社の勃興と共に本來の好奇心に驅られて愈〻無經驗なる製絲家を增加し今や之が原料即ち繭の不足を生じて養蠶家をして多數の粗惡なる繭をも留置之を高價に販賣せしむるに至れり是に於てか原料は却て製絲よりも高價なるの奇態を呈せり嗚呼妄りに多額の生絲を產出せむとするに汲々として其好なる品質を有する生絲を製造することを能はざるも亦宜なり蓋し本邦製絲家多くは薄資にして多量の繭を一時に買入るゝ能はざるの罪大なるに歸すべし彼の絲質に大關係を有する殺蛹貯繭の如き單に養蠶家の手に一任して益〻其品位を劣等ならしむ是れ固より其薄資なるに由ると雖も抑も亦製絲家の注意周到ならざるの致す所と謂はざるべからず

夫れ製絲は大なるを要し養蠶は小なるを可なりとするの格言は豈に之を本邦に應用すること能はずと云ふの理あらむや目前の小利に汲々として國家的の觀念なきものはいざ知らず今日世界競爭場裡に立ちて妄りに這般の迷夢に彷徨するの愚を學ぶの時代にあらざるを覺らば各銀行の合併必要あると同じく現今製絲家の數二千六百餘の內十八繰二千有餘及び五十八繰三百五十餘の多數小製絲家を有する本邦の狀況に於て互に相團結して以て品位を一定するの方針を執るべきなり

惟ふに養蠶家製絲家共に其求むる所は一の利益に外ならざるべし然れども今日の如く原料をして生絲と殆ど同價格等ろ高價の感あらしめて製絲業は如何にして利益を得るやを怪しましむるものは畢竟養蠶家の原料を造ること少なきの罪なるも薄資小製絲家の增加決して其原因なしと謂ふべからず而して繭種不揃は養蠶家製種家の缺點なりと雖も是れ製絲家の憂へざるべからざるもの製絲家にして能く此に注意す

るに至らば滿足自ら一定するに至るべきことと期して待つべきなり彼れを思ふも此れを考ふるも目下製絲發達に對して憂ふる所は要するに製絲家一般の智識開發せざるに在りて實業上の改良は教育の力を藉るにあらずむば其目的を達する能はざるなり

今や養蠶上の改良は教育の普及と諸般研究の事とを擧げて其目的を達するの準備著々其歩を進むるものと言ふも可なり然れども製絲の改良に至りては果して以上の如く言ふを得べきか憂するに兩々相待て始めて能く其實を維ぐべきものとす

製絲は一大特有物産なり國家の命脈を維持するものなりと誇りながら悲哉常に外人には日本製絲の大缺點を謠はるゝにあらずや内地維居將に來らむとし彼等大資本を有する有志家必ずや碧眼を轉じて我製絲業に力を致すものあらむ既に支那に於て其例あり故に却て本邦の製絲改良を助くるものなりと言ふべきか吁

然るに本邦に於ては之れが準備あるか徜利益を彼等に輸するの失態を悅ばんとするか視よ本邦の生絲の品位一定せざるは訓練なく規律なき支那兵の如しと云はん彼の軍隊にして訓練なく規律なきは戰爭場裡に敗を取る事實の證明する所なり而して品位の精良ならざるは徜は年齡熟せず十分の教育を施さゝる小學生徒を社會に出して海外市場に雄飛せしめむとすると同じく我邦の現況は不規律無教育の兵士を以て各國と其輸贏を爭はむとす第二の支那兵と何ぞ擇ばん是れ製造上の教育を施し以て社會に出で獨立獨行し得るものと爲さゝるべからざる所以なり

夫れ製絲の改良を要するには一製絲業を指揮する將校を養成するより急なるはなし斯の如くにして全國地方の製絲家をして其利益を圖らしむると共に國家的觀念を抱かしめざるべからず國家的觀念なくして何ぞ國家の利益を計ることを得むや果して然らば製絲學校を起して此種の人物を養成することの重且大なることを知らん蓋し此種の學校を起して精神上の改良を施すは事固より容易の業にあらず是れ從來此擧に及ぶもの少なき所以ならむ故に當局者及全國幾多の有力家は宜く協心戮力し銳意以て此事業に從事せざるべかざるなり

惟ふに本邦をして第一等の蠶業國たらしめむとすること固より容易の業にあらず故に大困難事業たる製絲學校を起して技術者を養成し生絲改良の任に當らしむること實に目下の一大急務とす若し夫れ此擧に

山口縣佐波郡出雲村
大日本蠶絲會員　德田實也

蠶種小言

▲緒論　凡そ物原因ありて結果茲に生ず其水源清からずして末流の濁らざるを得ざるは天地自然の原則ならずや我邦生絲の輸出逐年增加し稍〻人意を强うするに足るが如しと雖も倩ら輸出先の評隲を聞かば果して如何其缺點一々屈指するに遑あらず就中其經絲として用ひられざるが如きに至りては實に余輩をして轉た悶々に堪へざらしむ幸にして米國は機業旺盛に赴き需要擴張して本邦絲の如きも盛に輸入すると雖も一轉佛國に入らば其需要の增減如何將又貿易市場に於ける伊佛製絲に比較せる價格の地位如何彼を思ひ是を惟ひなば心あるもの誰か本邦生絲の改良を絶叫せざるものあらんや況や隣邦清國に於ける器械製絲の近年一躍上進して吾人をして轉た肝膽を寒からしむるものあるに於てをや改良なる哉改良なる哉改良の聲夙に蠶業界に喧傳せられしにも係らず今日に至りても猶依然として其效績を見る能はざるは憂ひても尙餘りあることならずや斯く本邦生絲の既往を顧みなば何人も切齒扼腕其蟠鬱せる弊害を推究して之を排除するに汲々たらざるを得ざるなり而して其弊害たる固より一にして足らずと雖も余輩は茲に其弊害の一たる蠶種に就て一言せんと欲す是れ生絲の前身即ち蠶種を精撰するは最も今日の急務にして其影響の及ぶ所實に生絲改良の上に止まらず實に一般養蠶上の隆替に關すること頗る大なるを以てなり然り而して此事たる固より容易ならずと雖も余輩は苟も富國の源泉として既往は勿論將來に於て極めて多望なる斯業の消長に關する以上は百折不撓千挫不屈勇進敢爲以て事に從はんことを期し目今全國蠶業家の漸々增加するを見るに就て益〻蠶種改善の必要を感じ一方に飼育の勸誘を爲すと共に改革の第一着たる蠶種精撰の大目的を遂行せんと欲す左に項を分ちて以て蠶種に對する弊害を論じ併せて希望を述べ朝野か世の蠶業諸君の一粲に供せんとす

▲種類の統一　已に種類といふ名稱之に伴ふは自然の理なり然り而して世に所謂蠶の種類なるものを考ふるに同種にして異名なるあり異名にして同種なるが如き往々不可思議の現象に接す元來今の所謂種類なるものは學者の命名せしものにあらず蠶種家の名附けたるものにして加之其命名の中に種々の魂膽あ

るに至りては何人も容易に其名稱種類の一も信ずるに足らざるを首肯すべし而して今の所謂種類なるものの概算せば其數果して幾何なりやは固より確實なる調査あるなしと雖も今假に本多農學士の著蠶絲要覽に就き其名稱の總數を探れば百六十五又長野縣屬清水基氏の調査に據れば春蠶二百七十九夏秋蠶を併せて五百〇九名稱の多きを見る蠶種家右の如く多數の名稱を以て養蠶家に示し購求其内を取れと云はゝ養蠶家たるもの如何でか呆然として其撰擇に迷はざるを得んや勿論貴的の甘言廣告の妙術を盡して到らざるなし而も其名稱種類共果して信を措くに足るものなきに於てをや然り而して種類の斯く多くなり行きし原因を繹ぬれば今一羽の小石丸の蛾出づれば他の青熟或は又昔と交尾せしめ其種より得たるもの又他の蠶種と掛合せ内外國種雑多手當り次第に掛合せ以て新名を附し揚々之を良種と吹聽す如斯して新名稱新種類は續々生じ繼て新奇を好むの養蠶家或は廣告吹聽に乗りて之を歎ひ購ふに至る而して新製の蠶種其物果して蟲躰の健康或は絲質の優劣等確實なる試驗を經たるものなりやと云へば實に疑はしきものなり否疑ふまでもなく多くは見ること能はざるなり寔に無責任も亦甚しと云ふべし今や本邦生絲繊度の一定せざるが如き蠶種の雑駁は明に其一因なりとせば製絲家如何に繰絲に熱心するも蠶種に於て己に雑駁極りなきに於ては到底一定の繊度を得ること能はず從來蠶種家と製絲家との間に於て本問題を互に刻ね附け責任を讓り合ひつゝありしが今實際の狀況を按ずるに現今製絲家の原繭を購入する有樣は東奔西走殆ど饒貴の姿なれば從て製絲家より強硬に蠶種類を論ずるは事實能はざる所なり故に到底この問題を以て製絲家の責に歸すべからざるは公平の判斷なりとす寧ろ養蠶家をして可成精良のものに一定せしむべきは自然の道理なり而して養蠶家をして如斯ならしむるを要するには實に製種家の責任にありとす何となれば製種家一定の蠶種を鬻がば養蠶家は殊更に雑駁なるを望むものなければなり

要するに目今蠶業界の權力は余輩臆見ながらも製種家にありと斷言するに躊躇せざるなり製種家は實に蠶業界の一定は掌を反すが如く寸毫の狂ひ無かるべきなり然るに世往々此問題を論駁するものあり是れ固より陋劣野心家の不理窟たるを免れず彼れ論者曰く種類は到底一定する能はず又一定するの要なし寧ろ雑多なるを可とす是れ漸次撰擇新製して比較し以て善良なるものを撰ぶ所謂進歩の妙理なりと余輩も亦論者が逃ぶるが如く善を撰びて改良するは甚だ贊同せりと雖ども今日の蠶種家中檢絲器械を備置し絲質試驗を施行して確實なる成績を彰表する等の熱心と技術とを有するの士果して幾千かある彼等が認めて善とするもの其標準如何甲は甲自ら撰擇せしものを以て善とし乙は又乙自身に命名したるものを賞揚す如斯して我物尊しと各自に善良と唱へ進歩と稱せば數百の蠶種皆進歩の善種にして天下復た一の悪種なき筈ならずや請ふ方今の製種家已が技術の程度を量り已が德義心の多寡を三省し且今日に至るまでの顯はれ経歴に照して以て本問題に投せば自ら忸怩たらざるを得ざらんや余輩豈に無意味に蠶種の一定を嘱々するものならんや其進歩改良を希望するの極此論を爲すに至れるなり素より永遠一定不易の蠶種を斷言すること能はずと雖も今日に於て佳と認むるものを撰びて定む明日は又明日の事なり此間に於て蠶種類の試驗の如き夫ゞ日進月歩の世運に伴ひ專門の技術を續き世に指導するの方法當局已に其設けあり何ぞ數多の蠶種家が自分勝手に異樣亂雑の不完全極まる試驗に據りて安んじ得るものならんや況や其試驗と稱するものは全く虚構にして理論を飾る一假言なるに於てをや要するに整然單純に蠶種を統一すること頗る難事の如しと雖も今日の如く甚しき雑駁は前代未聞にして必竟蠶業の進歩に隨伴するものとせば後來實に憂ふべき現象なりとす故に方今の急務とする所は可成雑駁を避けんとするにあり余輩は後章德義の制裁の部に於て之が方法を併せ述ぶる所あるべし

▲製種家の缺點　需要の增加するに從ひ之に供給する物品の漸次粗悪に流るゝは日本商人の通弊なりとす蠶種の販賣者は商買中好地位にあるものにして彼の購買人たる一般養蠶家に對して比較的學理技術の上に於て優り片言隻辭能く多數の養蠶家の耳を傾けしむることを得る なり從て其責任や實に大なりと云はざるべからず何となれば其一進一退の可非は啻に己れ一身の上に止まらず公共の利害に關聯することなければなり而して蠶業開發の區域擴張すると共に己が利益線の伸長するものなれば力を精撰に盡して良種を廣め斯業の普及に亟勉せば即ち國家的の效を奏し同時に個人的の福利に浴するを得るなり然るにも拘らず疎て能く此内の消息を探らば果して如何なる現象の描かるや由來目前の小利に戀々し永遠の大利を逸失する癖日本人の一大通弊にして外人の呼んで島國根性と稱するは誠に扼腕に堪へざる所なり見ずや明治初年頃伊藤國の蠶病流行して本邦蠶種の輸出非常に增加したるの際如何に滑手段を以て日本當業者の巨利を博したるや彼等は苟も蛾にしあれば玉藏薄皮に關せず不具と癈疾を論ぜず甚しきは蔬菜類の種子を塗りて以て蠶種なりと嘯著するに至る宜なり忽ち其奸謀を看破せられ後來の信用を失ふこと

甚しきを嗚呼日本人の斯く目前の小利に眩惑するは獨り蠶種に於ける例のみならず凡百の商賈皆此類なり日本商業の不振又故なしとせんや如斯眼前の小利に齷齪たるもの如何ぞ永遠の思慮あらんや況してや一片の德義を攻むる素より迂なるが如しと雖も苟も德義の何物たるを知らざるに於ては如何なる法も能く效を奏すること難し何となれば一篇の法則は猶利劍の如し若し之を用ふることを誤れば人を殺し財を掠むるの兇器となる故の法律を曲解し或は之を潛りて以て罪惡の梯となす事ろ法なきに若かざるに至る嘆息に堪ふべけんや德義の曠廢蓋し一日にあらず余輩は世の製種家に憐憫たるもの實に玆に存するなり然りと雖も單に一箇の德義を叫び彼等をして悉く夷齊たれと云ふにあらず優勝劣敗進取の開運時代に處するもの固より個人の利も收むべきは生活自然の常態にして從て自活獨立の本義にも適合すればなり故に事更に獻身以て世人を益せとは責めざるなり乍併余輩の希望する所のものは實に商賈心の根本的改革にあり何をか根本的の改革といふ云ふまでもなく眼前と永遠との大觀察即ち是なり苟も商賈は子孫永年無窮の物たれば之が隆盛は共に永遠たらざるべからず己れ一身に不義の巨利を占め其影響として子孫永年の營業を失はしむるが如きは決して策の得たるものにあらざるべし畢竟商賈は交易にして自他互に便利を分配するものなり己れ己に利す又他人を利せしめざるべからず換言せば各自正當に利益を享有するなり若し假に一歩範圍を脱し不正の巨利を図せんか其結果は一方に不慮の損失を蒙るものを出さゞるを得ず是に於てか均衡を失し信用を亡ふ凡百の齟齬從ひて起る爲に永遠の利源を亡盡するの悲境に陥るに至る事理炳然として秋毫も犯すべからざる斯の如し是を之れ察せず以て一時を偷安に甘ずるは實に頼みなき次第と云ふべし鑑みざるべけんや

▲規則的制裁と德義的制裁　地に書きて獄とし蒲鞭を以て鞭つは過去の夢のみ方今の人を治むる法令規則山の如く多きにも拘はらず罪人の增加するは以て如何に德義の廢頽を卜するに足るべし余輩今更事珍らしく德義の一點張を主張するにあらずと雖も前項叙述せる如き弊害を慷慨するの餘玆に進んで世の製種家に希望し併せて今後製種家と爲らんとする人々に一言警告せざるを得ず近時一般養蠶家の蠶種不良を訴ふるもの頻繁なるは頗る不快の聞えなりとす今之が主因を探究するに蠶種家の自分天狗なるもの增長して飼育撰擇等の方法舊式よりも疎放に向ひたるものと一方には蠶種の利益を臆想し一二年間の修業にて直ちに製種家となりたる未熟の輩濫ながらも之に從事するを以て完全なる蠶種を得ざるや勿論搗て加へて一時の利慾に迷ひ姑息維れ事とし瞞着以て弊害を流すに職由せずんばあらず今や蠶種檢査法施行せられて規則的制裁嚴重を加へたりと雖も猶ぞ容易に此弊風を滅絶することを得んや現行法律の實施後未だ一年を經ざるの今日固より其實績を見ること能はずと雖も蠶種各般の精撰改良に就ては心を注げりと雖も蠶種各般の精撰改良に就ては餘り充分の規定あるを見出す能はず勿論如此は又法制の能く盡くす所にあらざるに由れりと雖も聊か慷慨たらずんばあらず而して病毒取締の上に於ても彼の製絲用種の顯微鏡的檢査を缺き自家用製種及越年せざる蠶種は此規則に洩るゝが如きは萬一も病毒傳染し豫防充分ならざる所あらんか折角の嚴重なる規則も效を一簣に缺くの虞なしとせず即ち病毒を主として取締れる此檢査法に就きて遺憾とするの點如斯況や其他の蠶種各般に通じたる精撰改良の如きは無論此規則に甘ずることを能はざるや知るべし要するに此規則のみに據り蠶種の精良を望む隔靴搔痒の感なくんばあらず然らば則ち之に處するの道如何曰く他なし德義的制裁是なり蠶種家已に蠶業界の率先たり指導たる上は之が責任なしとせず特に其蠶業の進運に伴ひ己が利益線の廣大するを思ひなば如何ぞ一個の法律に拘らず各自膽理に德義を備へ同業間に完美なる制裁を設け蠶種の精撰一定に對する適當の處置に出でざるべからず彼の同業組合の如きは最も必要なるものなり從來各地方區々に於て設立あるを聞けども矢張紛々として一定に歸せず其效果の悲しき所なり尚又自然此中に於て蠶種家の淘汰なるもの起るは自然の勢にして又必要とする所たり淘汰か淘汰か余輩は實に此淘汰を好む淘汰は實に銳爭進歩の上に著しき效力を有する良法なり勿論余輩は故なく淘汰を希望する者にあらず現今の蠶種家雨後の筍的に續々現出するもの皆其器にあらざるもの多きを認むるなり漸次如斯くんば疎く内に需要供給の均衡を失し之を賣らんが爲め又甘言譎詐多數の養蠶家を瞞着するに至らん素より蠶種業の利益たるは明かなれども如斯增加の割合養蠶家に超過し到る處製種家を瞞着するに至らんに至りては到底其利益豐裕ならざるのみか延て舊來の蠶種家の利益を減ずるに至り雨々駢び倒るゝの不幸に陥るべし現に目今の養蠶家に對する製種家の割合を見るに已に超過の趣あり去二十九年の統計を見れば全國養蠶家の總數五百八十三萬千三百七十八戸、製種家四萬七千百三十三戸、蠶卵

紙數三百七十四萬六千百三十九枚今製種家は養蠶家の數に重複せるものと解釋して之を分ちて歩合を算出せば製種家一戸に對して養蠶家三十七戸の割合となる是れ平均の上なれば三十七戸以下あることも記憶せざるべからず僅に三十七戸の華客を相手とす豈に乏しき商賣ならずとせんや乍併均しく華客一戸の内にも購買する紙數の多數もあれば單に戸數に由らず其販賣紙數に據りて考へざるべからず故に他の方面即ち紙數の主より之を算出せば製種家一戸平均の蠶卵紙數七十九枚となる然らば是も亦平均なれば一方に是より以上のものあると共に七十九枚より少き製種家もあるべきを記憶せざるべからず已に一歩の製種家となり僅に七十九枚位の種を製して商賣上純利幾干ぞ余輩は尚更に嘆ずべき統計を見る他なし余が鄉里山口縣の如き製種家六百九十五戸に就き紙數四千六百六十九枚之を平均すれば一戸六枚七分餘ど す是等固より信州地方の如く專門に營業するにあらずと雖も其如何に製種熱に狂せるやを窺ふに足るべし

凡て賣買上の常態よりして供給者需用者共に比例的に多きときは自然競爭販賣起りて需要者の利益となるが如しと雖も今日の製種家と養蠶家との關係は右の如くなる能はず如何となれば今日の需要者たる養蠶家は學理技術の上よりして此供給者たる製種家の製出したる品即ち蠶種に就き良否優劣若くは價格の標準等を明に鑑別するの能力あるものの尠少なればなりされば前數言述べたる如く養蠶家に比し製種家の學理技術權力の諸點常に上地位に居れば供給者たる製種者が千百の慮絡瞞着は實に盲者に道を欺くが如し故を以て余輩は世の一般の商賣の如く供給需要の常態と同一に考ふること能はず其供給增加するに從ひ弊害多きを增すものと推斷するものなり乍併是は是目今の有樣より論じたるもの尚しも余輩が信愛する製種家にして增加せんか曾に需要供給上の關係たる利益のみに止まらず實に國家百年の大幸なり想ふに現今の新起小蠶種家や決して彼等が豫想の如く利益あるべからざるや必せり已に其利益尠しとせば勢ひ不當の利を貪り險手段を廻らさゝるを得ず如此にして忽ち蠶業界に害毒を浸潤す其罪誠に輕からざるなり是に於てか淘汰の必要は起るなり余輩は決して人の利益を抑壓するものにあらず又人の起業を阻礙するものにあらず只其順慮する所は我屋の蠶室にあらずして公共の蠶室なり希圖する所は個人偏頗の巨利にあらずして國家公共の集利なり一人不義を働く衆多之が爲に影響を受く宜しく此間に處し蠶種家の德義的制裁を設くること頗る急務に屬するものと信ずるなり

▲本場地の製種家　蠶業の本場たる上信地方は余輩之を目するに蠶業界の藩閥を以てす蓋し故あるなり今や各地の蠶業熱勃興し飼育戸數の增加は蠶種の供給を促し蠶種を購買せんとする人先づ上信に向て種を仰ぐ其先進たるに從て事業隆盛蠶種の製出夥多なる全國其比を見ず謂はゝ蠶業界に於ける權力の中樞とも見るを得べし乍併商賣は固より一の信用に由りて成立つものなるを思はゝ如何に信用の商賣上大切なることを了知するに難からず然り而して信用なるものは舌頭を以て得べからず着實赤誠にあらずんば得る能はざるなり方今各地の養蠶家蠶種の購入に難ずるもの多きを以て何故に彼等は難ずるか彼等は只一の信用を製種家に措くに躊躇するものなり美に懲るゝ者は膾を吹く蓋し彼等は信ずべからざるを信じ失敗せるの餘遂に信ずべきをも信ぜざるに至れり誠や一たび人に欺かるゝときは千百の事實も疑を挾む人情の弱點如何ともすべからずされば一枚の蠶卵紙を購ふにも其緩々千萬言二轍活字に大々的鼓吹せる蠶種の廣告を見て何れか確實なるやを迷ひ逡巡手を下すこと能はず或は蠶種家の履歷を聞き人物を糺し戰々兢々として薄氷を履む恐れを懷き敢て容易に決心し得ざるに至る殊に甚しきは廣告をなす人よりも廣告を爲さゝる人に信用ありと思料するもの亦多しと聞く嗚呼如斯狀況なれば製種家の信用も實に憫むべき極ならずや余輩は蠶種家の内幕を聞き往々其甚しき弊害に驚ろきしことありと雖も茲に指摘して之を訐くの罪を爲さず只要するに製種家は一般に養蠶家より信用を得ざれば已れ自身の營業上莫大の不利を見るを豫告するものなり是亦余輩の今更云々するまでもなけれど殊に是迄の製種家即藩閥的蠶業家に注意する所以のものは前數項論述せし趣旨を首肯し國家重要物產の前途を鑑み脫肌一番盡力せんことを希望るするものなり

或は思ふ蠶種撰擇の事は養蠶家各自已が飼育せしものより採種するは稍ゝ精良を望むに近かるべし何となれば凡を我を思ふものは我に若かず人の情として我物ほど大切に思ふものはあらむ我飼育すべき蠶種とあれば其繭及蛾の撰擇は勿論飼育時代より注意周到なるべければ上等の種を得るに近しと然れども是一箇の理想にして收支相償はず容易に遂行すること能はざるべく且つ種類の雜駁も亦一層甚しきに立至るべければ畢竟無用の論なるが如し然れども養蠶家製種家に信用を措かざるに於ては勢ひ手製蠶種の流行を普く見るに至るや知るべからず否目今少しく此傾きを生ぜし地方增加せしを見る殊に新進の各地方の蠶業界は實に旭日昇天の勢あり其内自ら藩閥打破の目的を有する憲政黨の卵子あることも覺悟せざる

べからず一たび信用を失墜せんか年來の礎を破壊され遂に著しき損耗を來すに至るべし且や近時北海道の蠶種業は實に鋭進の裘にして各府縣より好迎せられ年々左の如く增加す

二十六年　二十七年　二十八年　二十九年　三十年
五十萬蛾　八十一萬蛾　八十一萬蛾　百二十萬蛾　百四十萬蛾

而して本年の如きは春蠶原種二百八十二萬三千七百十五蛾他に製絲用四萬七千四百四十二枚衞又夏蠶に於て原種六萬七千五百七十蛾製絲用千六百二十七枚に及べり以て如何に近年世に信用を博するかを窺ふに足らん余輩は將來本場地方に匹敵して蠶種製出に一大優勢を占むるものは北海道ならんことを豫想するものなり本場地方の專門蠶絲家此處宜しく緊縮を要するの秋ならずや

▲結論　余輩某代議士の蠶種の不良を慷慨し蠶種販賣は政府業と爲すべしと論じたるを聞けり然れども是容易に賛すべからざる事なり何となれば是れ政府は民業を奪取するものにして其影響する所鮮少にあちざれば なり夫れ實業なるものは決して投機的たるべからず又富饒たるべからず個人正當に秩序的に利を集めて國家の利たらずんばあらず苟も個人の利に趨く水の低きに就くが如し自然に任せて苟もあるべからず要は獨力單行せしめ保護に寄托せしむべからず又干渉を加ふべからず如此んば是れ進歩の完美なるものたりと雖も國民の智識未だ進歩せざるの間若しくは或特別の場合に於ては保護も必要なり干渉も可なり然らば余輩は今日の蠶業界を進歩の完美なるものと認むるものなりやと問はゝ直ちに然りと答ふると能はず然らば何を以て蠶種を政府業となすの論に反對するの辭となすか曰く余輩は今日の蠶種家を何處までも信任せんと欲するなり彼れ輩論者は已に今日の蠶種家に望を絶ち匙を投じたるなり嗚呼一たび此論に行はれんか蠶種の精良一定を期する容易なるべしと雖も余輩は一方に全國幾萬の蠶種家を犧牲となすに忍びざるなり余輩は今日の狀況に鑑み未だ容易に此大言を爲さず從てこの蠶種家を見捨てざるのみか益ゝ信任して場さしむる所あらしめんと欲するの熱情併て劇切の言を吐く余輩は此際蠶種家の大に熱心を要すべきものあるを信ずるなり蠶種販賣區域の擴張は今や獨り內地のみに止まらず清國及朝鮮の如きは將來大に接客たるべきの勢なしとせず近年清國に在りては見本として本邦蠶種の輸入せしものありしと聞く殊に清國內地の蠶業は開發の途に就けり後來日本人の着目する所手腕を振ふ所多肢多端なりと雖も蠶種の輸入の如き此間に於て豫め想起せらるゝ問題にして假令支那種の佳良を喧傳するも今日の如く微粒子病毒多く從て各般の技術拙劣なるの時代に在りては又日本蠶種の一たび信用を毎し機先に投ずるあらば以て一花咲かすべき黃金時代あるべきを想像するに難からず併しながら幸は彼に俟たずして我より進まざるべからず已に我より進む豈に輕舉卒爾なるべからず若し內國にありてすら充分の信用に缺くる所あらん乎焉ぞ異邦人の信用を得ん聞くが如くんば清國杭州府養蠶學堂に於ける藤木氏の談によれば本年見本として本場地方より取寄せし蠶種の如き頗る遺憾なりしものありしと（詳細は本會報第七拾六號松平氏の清國蠶業談中にあり）玆に假に今清國蠶種の優等到底我種に比すべきものにあらずとせんか支那種は續々輸入せられ日本蠶種は漸次地を拂ひ從來の專門蠶種家は手を收めて業を失ふに至らん此事容易にあらざるが如きも已に如斯理論より推すときは又必無の事と斷言し難し孰れにしても日本蠶種の上に於ては遠からず一革命の起るべき勢力あるを察せずんばあらず宜しく此際に當り蠶種家たるもの奮勵一番せざるべからざるの秋ならずや彼の蠶種檢査法の如きに問罪せられ利を失ひ醜を遺すが如き事なく法の本は人に在りてふ格言に鑑み決して區々たる法の厄介とならず寧ろ法は一片の白紙として之が制裁を受くるまでもなく自ら進んで制裁を設け斷乎として自重し私利の爲に公共を害せず前途遼遠多福有望の斯業に努め己が正當の利益を營むと共に國家の利源を無窮に維持することを銘肝して忘るべからざるなり余等豈に猥に辭を好むものならんや只本邦蠶業の將來を慮り蠶種家を庇護するの熱情の餘り謟劣を省みずして玆に一言を進む黃吻素と辭禮に嫻はず冒言あらば乞ふ恕せよ

●全國蠶種製造家協議會の開設を望む

東京府北多摩郡狛江村
大日本蠶絲會員　石井正義

我邦蠶絲業の振興は其泉源を清くするに在り然るに其泉源たる蠶種家の大會を開きたることなきは豈長大息の至りならずや故に全國蠶種製造家の大會を開き蠶政の國是を述て以て蠶業の改良策を講ずるは實に焦眉の急務なるを信ず粤に同業者協議し全國大會の開設を先輩諸君に訴ふる所以なり

協議案

一蠶政を確立する事
一飼育法の國是を建つる事
一種類の一定を講ずる事

一蠶種、繭取引の標本陳列所を設立する事
一蠶卵の檢査を請願する事
一蠶種臺紙の寸法を改め函入郵送に便ならしむる事
一蠶種の價格を定め低廉にする事
一原種製造家と製絲用製造家と分業にする事
一種繭育と絲繭育と區別する事
一蠶種製造法を講ずる事
一自家用蠶種に檢査法を應用する事
一品評會、共進會には一家數名の出品を許さゝる事

●問答

●桑樹の施肥に就き質問

桑樹の發芽肥料として牛馬の蹈藁即ち廐肥を堆肥に製造せんとするには如何なる方法にして宜しきや且つ施肥の時期、方法及一段歩に施すべき分量等を問ふ

大日本蠶絲會技藝委員　農藝化學士　辻　暢太郎

答

堆肥を製するには牛馬糞、敷藁、雜草、落葉等其地方に於て安價にて得らるゝ有機物を交互に堆積し屢屢之に人糞尿を注ぎ腐熟せしむるにあり之を發芽肥として使用するには二月下旬或は三月上旬桑畑の畦の中央に深さ凡一尺掘りたる溝に施し土を以て被ふべし其分量は一段歩に付一ヶ年に凡六百貫目を施用せば可なり

福島縣伊達郡梁川町　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原　次郎

●桑樹の害蟲に就き質問

唐島縣安田郡廣谷村　大日本蠶絲會員　桑田　敬一

福島縣伊達郡梁川町　大日本蠶絲會員　菊池　清吉

(一)桑樹に栖息せるヒヤ、赤毛蟲の發生する原因を問ふ又之を發生せしめざる法ありや
(二)桑樹にツヤレの如き病桑あり之を傳染せしめざる法ありや
(三)桑葉に赤シボの生ずる理由を問ふ且つ之を蠶兒に給與すれば如何なる害を被ふるや

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原　次郎

答

(一)ヒヤとは尺蠖即ち東京近傍にてはシヤクトリと稱する害蟲にして枯死せる桑葉の裏面の如き色合ある中形の蛾の幼蟲なり赤毛蟲は翅白く腹部紅色なる蛾の幼蟲にして此繁殖を防ぐには村費を以て買上法を施し且つ燈火を桑園内各所に點じて蛾を誘殺すべし但し尺蠖には往々全體筋立ちて黑漆の如き色澤を呈して斃死するものあり是は此幼蟲を害する蚊の如き蜂の幼蟲が寄生せるものなれば其儘に放置すべし
(二)ツヤレとは萎縮病なるべきか病狀の説明なきを以て解答するに由なし
(三)赤シボとは赤銹病なるべし菌類の一種の寄生するに因る之を與ふれば蠶兒の發育を遲からしむと雖も少量なれば著しき害なし

福島縣伊達郡梁川町　大日本蠶絲會員　遠藤吉之助

●春蠶種變色に就き質問

一蛾の產卵したる卵子にも桑葉、地質の關係により多少色澤の異るものあれども偶々卵子中時日の經過するに從ひ催青したるが如き著き變色を現はすも不時發生の徵候なく正に一化蠶の性質として翌春同一に發生す斯の如き變色を呈するは學理上如何なる原因によりて然るや明敎を乞ふ

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　石渡繁胤

答

蠶卵の色に種々あるは卵の巢液膜内に生ずる色素の色に由るものにして催青したるが如き色を呈したるも此色素の關係に外ならざるべく斯の如きは偶然に生じたる變性なるべし

静岡縣濱名郡舞坂町　大日本蠶絲會員　宮崎政次郎

●蠶兒飼育溫度に就き質問

蠶兒飼育の適度は華氏寒暖計七十度を標準となすも氣候不順の爲め五十度位に下ることあり然るときは如何に火力を用ふるも容易に七十度に復せしむること能はず故に六十度乃至六十二三度に於て飼育するも蠶兒に害なきや又如何にせば右火力を七十度に昇らしむるを得べきや

大日本蠶絲會技藝委員　吉池慶正

答

蠶兒は六十度乃至六十二三度位に於て飼養するときは食慾振はず運動遲鈍發育緩慢なるのみならず不整を來すものなれば之に十五度位の火力を加へて六十五度以上たらしむべし若し其溫度に達せしむること能はざれば蠶兒の食桑も少く蠶座の冷却する憂もあれば給桑量を寡く減ずべし又給桑の都度粉糖を撒布するも一の良法たり而して蠶室内の火力を緊張すること能はざるは其構造の完全ならざるに據るべければ止を得ざるに屬すと雖も天井に厚簾を覆ひ障子、壁、床板等の微隙に目張をなし床下に風の侵入するを避くる時は尙幾分之を防き得べきか

●上簇蠶に就き質問

新潟縣古志郡戸村大日本蠶絲會員　丸山嘉造

上簇中結繭を始め中途にして脫出し更に不完全なる薄繭を結ぶものあり石は原種又は飼育の巧拙に因るか或は天候の如何に因るか是を救濟する方法あらば御敎示を乞ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　月田藤三郎

蠶兒結繭中のものを動搖すれば結繭を止めて脫出することあるは往々見る所なれど確も其他の場合に於ける脫出は果して如何の原因より來るや未だ明かならず

●繭の形狀に就き質問

新潟縣西蒲原郡能生町大日本蠶絲會員　山崎瀧三郎

(一)支那繭の元祖は凡て嘗楕圓形又は圓形なりしや

(二)本邦神代の繭形は如何なりしや

(三)中代支那より渡來せし繭の形狀は如何なりしや又生存競爭上支那種は敗滅せしか若し優勝劣敗とせば如何なる順序に變形敗滅せしや

(四)本邦と同元祖なる伊太利、西班牙、佛蘭西の繭形は如何又始めより變形せしことなきや

(五)角又種の先祖は如何又現在の角又繭の絲纖は始め細く中太く終り又細く即ち日本繭の絲纖の如きか或は支那繭の絲纖の如きか

大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

答

(一)支那繭の元祖は知るを得ざれども其形狀は現今の繭形と大同小異なりしと思考す

(二)本邦神代の繭形は詳ならず

(三)問者の所謂中代支那より渡來せしとは何頃を指せしや知らざれども數百年若くは千有餘年前支那或は朝鮮等より渡來せし種類ならん然れども積年間に於て人爲(撰繭等を云ふ)又は自然的に種々の繭形若くは絲質に變化し現今の形狀となりたるものならん

(四)伊太利其他の產繭は本邦元祖の繭と同種なりしや否やを知らず

(五)角又の元祖は何種なりしや確答し難きも或は又昔の雨頭尖りし繭形に命名せしものなるべし而して絲質は本邦種類中稍〻良好なるものと信ず

●空頭蠶の件に就き質問

茨城縣稻敷郡古渡村大日本蠶絲會員　船串米吉

空頭蠶を生ぜしときの取扱方法は如何せば可なるや並に該病の原因及び豫防法を問ふ

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原次郎

答

蠶病は治療すること能はざるを以て其害を免れんには常に之が豫防法を怠るべからず空頭蠶の病原は微細なる生物にして其蠶體内に入りて夥しく繁殖するが爲めに蠶兒の食慾減退して胃中に食桑を存せざるに至るを以て體色稍透明の觀を呈し所謂空頭蠶となるなり此病原を繁殖せしむると否とは蠶種及蠶兒の取扱如何に由る而して多數の空頭蠶を現出したるときは其他のものにも此病毒潛伏せる恐れあるに由り

給桑は回數を一二回增して毎回の分量を減じ除沙は頻繁に行ひ氣拔きは十分開放し日中は障子も成るべく開き置き室內空氣の流通を自由ならしめ外溫高きときは適宜の日避を設くべし豫防法も亦以上の事項に注意するの外猶りに蟻量を多く揚立て、密飼し或は蒸し桑、濡れ桑等を給與するを避くべし

長崎縣南高來郡山田村　大日本蠶絲會員　笹田義明

●新築の蠶室に就き質問

蠶室新築後二十日を過ぎて蠶兒を飼育するには如何なる點に注意せば可なるや

答

新築の蠶室にて飼育せんとするには揚立前に室を十分に密閉して薪火を以て室內を百度以上に至らしめ凡十二時間を經て雨戶、障子、氣管等を開放して臭氣及濕氣を去らしむること兩三回にして爾後飼育中は成るべく室を弛め間斷なく炭火を利用して空氣の流通を計り濕氣を豫防せば可ならん但濕地に設立の蠶室にありては床下の南北に氣管を設け常に開放して空氣を通流せしむべし若し寒冷の際に之が爲め室內に冷氣を感ずる場合に於ては床上に厚筵を布き防寒するを宜しとす

東京府多摩郡淵生村　大日本蠶絲會員　若林時之助

●顯微鏡の件に就き質問

蠶病檢査に使用する顯微鏡はイタシヤ發賣の獨逸製ライツ六百倍價五拾四圓のものと小西商店發賣のカール、ライヘルト氏顯微鏡六百五拾倍價五拾五圓の品と何れか鮮明にして且つ便利なるや

大日本蠶絲會技師委員　農學士　河原次郎

答

ライツ製にもライヘルト製にも視野不鮮明なるものあり故に學者の檢定を受け何れにても鮮明なるものを購入する途あらばライヘルト製は視野廣く擴大力稍〻大なるを以て便利なりとす但し此ものは發賣後日尙ほ淺きを以て使用久しきに堪ゆるや否やは斷言する能はず

●統計

●三十一年九月中生絲類及絹物類輸出入調

（大日本外國貿易月表に據る）

種目	數量	元價	收稅
輸出			
生絲	四三九、九二五斤	三、九〇六、三八五・〇五〇円	一〇三、九三二・三六九円
貶斗絲	一二四、六一一斤	一〇三、〇七九・七七〇	二、九四三・九四〇
屑絲	二五五、三〇七斤	一七三、八二六・二五〇	一、八〇九・五〇二
眞綿	六〇〇斤	一六〇・五八〇	三・七九五
屑眞綿	一六、六六八斤	四、八〇八・三〇〇	二四〇・四一五
縮緬	四三一段	六、一二六・三〇〇	—
羽二重	七四、八五一段	一、〇七一、六一〇・〇七〇	—
甲斐絹	二、八三一段	二一、〇六八・八〇〇	—
他の諸絹布	二、五一三段	一二、二七二・五二〇	—
綿布	二九七段	四四六・五〇〇	—
絹製手巾	一七五、四〇八打	四四一、一六〇・四二〇	—
他の諸絹製品	—	四〇、四六一・四〇〇	—
計	—	五、七八一、四〇五・九六〇	一〇八、九三〇・〇二一
輸入			
蠶絲	二六、八〇九斤	一二、七八二・四八〇	六三九・一二四
生絲	一〇三斤	四三八・五〇〇	二一・九二五
野蠶絲	八九五斤	一、九七七・五〇〇	九八・八七五
絹絲	五、三一三斤	一六、九〇八・一二〇	八四五・四〇六
縮緬	一、三六〇碼	七八三・五〇〇	三九・一七五
絹紬	七四、四八〇碼	一〇、三三三・九二〇	五一六・六九六

入		
繻子	一七、八五九碼	二二、六七〇・〇〇〇
他の諸絹布	六八二段	七、五四〇・七六〇
絹綿繻子	三三、六八三碼	二三、八一二・三〇〇
絹綿天鵝絨	五七、七四二碼	五三、六五一・一〇〇
他の諸絹綿布	三九段	二、〇三〇・一二〇
其他諸絹製品	——	三七・〇〇〇
計	——	一五二、九六五・三〇〇

種目	數量	元價
生糸	二、八二一、九八七斤	二四、五八九、〇六一・〇三〇
屑糸	八七二、一一三斤	六七六、七〇八・五二〇
繭	一、五六七、〇八一斤	九二五、四四五・三三〇
屑繭	一三、〇三五斤	九、三〇〇・〇〇〇
眞綿	三一、九二四斤	九、五九四・〇〇〇
屑綿	三、一五二斤	四、二四六・〇一〇
縮緬	一九一、五六七斤	三八、〇九六・九八〇
羽二重	九二九段	一二、五一五・〇〇〇
甲斐絹	五一五、六八九段	七、六一一、五九六・九三〇
	三〇、〇九〇段	三三〇、一四六・〇八〇

（備考）三十一年九月中の外國貿易通計は輸出千四百六十六萬八千百九十一圓三十八錢、輸入二千百九十二萬七千百三十二圓〇一錢にして輸入超過七百二十五萬八千九百四十圓六十三錢なり

（參照）三十一年自一月至九月生絲類及絹物類輸出累計

他の諸絹布	一二、四六二段	七二、六二〇・三九〇
絹綿手巾	二、四七九段	七、八一二・九一〇
絹製他の諸絹製品	一、〇一八、二一九打	二、八五四、五六九・四三〇
計	——	三一六、七九七・四五〇
		三七、四五八、五一〇・〇六〇

◉外報

●印度の製絲所

本年八月發刊の英國商務院月報は英領印度の工業に關し規模稍〻廣大なる印度諸工業の報告及統計に據り報道中左の項あり

製絲所は孟買に二箇所カルカッタに一箇所あり又ベゾゴールには繊絹所多しベゾゴールの繊絹所は夥しく繭紬を製出し土人の所有管理する所にして一切蹈洲風の機械器具を使用せず又前記の三製絲所に於て繊出したる反物は重に緬甸人の消費に供せんとするなり

●蠶桑公院設立の上諭

九月五日乃至十六日刊行の上海申報は最近公布せられたる多くの上諭を掲載せしが九月十一日の公布に左の件あり

刑部より主事蕭文昭の條陳を代遞せる一摺を奏す國家の輸出貨物は絲茶を以て大宗と爲す通商以來洋貨の輸入日に多く漏巵鉅萬なるも此二項の尚ほ抵制するに堪ふるを恃め乃ち近年輸出の數は銳減せり若し亟に整頓を爲すにあらざれば恐らくは愈〻趨りて愈〻下り益〻以て此利權を保つなからんことを蕭文昭請ふ所の茶務學堂及蠶桑公院を設立するは見なし爲さず已開の通商港場及絲茶を產出する省分の各督撫に命じ迅速に籌議し開辦せしめ以て民生を阜にして利源を固むべし

●萬國蠶業機械博覽會

本年八月二十六日の英國工藝協會雜誌は伊太利に於ける萬國電氣及蠶業機械博覽會の開會に關して左の報道を爲せりヴォルタの電池發明百年祭を施行するがため萬國電氣博覽會をコモに開くべきの通報伊國外務省より到達せり該會は明年五月十五日開會して同十月十五日に閉會せらるべし出品に要する而積の請求は本年十月三十一日までにコモに於ける博覽會委員に申出でざるべからず其出品は明年四月一日乃至三十日間に

取受せらるべし特別の基礎及構造を要すべき機械及其他の出品物は明年二月十五日迄に交付せられざるべからず又電氣學者會議並に蠶業博覽會も亦該會と相關聯して開かるべし而して蠶業博覽會に陳列すべき生產品は伊太利の國產に限るべしと雖も蠶業上の機械、器具及同業に關する取扱方は必しも伊太利に關する分のみに限らずと云ふ

●米國製造品の好況　近頃合衆國の製造品は歐洲市場に於て好評を博し漸次其需要を增加し就中絹物の如きは最も將來有望のものにして現に佛蘭西絹物の中心たる里昂に於てすら販賣せられ同國人は好みて米國品を望むに至り特に裏地向の品は獨逸墺地利品を壓倒せんとし其他米國品の好評を博し他國產のものゝ販賣を奪ふは易々たる狀況なりと

●雜報

●第四回品評會　大日本蠶絲會第四回蠶種、繭、生絲品評會は豫期の如く十月十五日より十七日まで三日間東京市赤阪溜池町大日本農會會堂に於て開きたり其出品點數を擧ぐれば蠶種二百三十四點、繭三百四十八點、生絲二十四點合計六百〇六點なり而して審査は十三日より着手し十五日より公衆の縱覽を許し十七日褒賞賜與式を擧行せり今其概況を記せむに朝來參會者陸續として來集し場內に充滿せり斯くて午前十時を報ずるや來會員一同着席幹事長岡殺氏褒賞贈與式擧行の旨を述べられ次に審査委員長高木三郎氏左の如く審査の實況を報告せられたり

三郎明りに審査委員長の重任に膺り審査委員諸君の勤勉に由りて任務を全うすることを得たるは最も幸榮とする所にして審査委員諸君に對して深く鳴謝する所なり顧ふに本年は合地概して氣候不順蠶況惡しかりしにも拘はらず優等の出品頗る多し是蓋し出品者諸君が技術精練の致せる所たらずんばあらず而して之を列品に徵するに蠶業上從來後進たるの地方にして蔚然頭角を現はし先進たるの地方にして反て其後に瞠若たるものあるの現象を呈せり是れ甲者の進歩せるは固より論を待たず乙者も亦必ずしも退歩せるにあらずして氣候の不良及數回の霜害等之をして然らしめたるものなるべし然りと雖も二者の間自から改善の一日も忽諸に附すべからざることを證するに餘りありとす切に望む今回賞格に入りたるものは敢て自ら足れりとせず益々進みて優域に入ることを勉め其賞に與らざるものは宜く反求して奮勵興起以て輪廓を次回に決せんことを期せらるべし斯の如くにして始めて本會開設の本旨に合へるものと謂つべきなり余は茲に出品者諸君の猛省を請ふべきものあり即ち蠶種にありては保護の周到ならざること框製の產卵面積小に過ぎたること繭にありては殺蛹乾燥及貯藏の宜しきを得ざること生絲にありては纖度に不均多きこと是なり是等の諸點は今後一層の注意を要するものとす終りに臨みて特に一言するものあり他なし審査の確實なること是なり學識あり經驗ある審査委員諸君の査定は十分信を措くに足るのみならず尙且つ精密なる器械力を藉りて精粗優劣を判明したるものなれば其至公至平なることは三郎が滿場の諸君に向て明言確保する所なり因りて茲に褒賞人名錄を呈す

明治三十一年十月十七日

審査委員長從六位　高木三郎

次に幹事長岡殺氏は褒賞贈與人名錄を受けて受賞者に順次褒賞を贈與し了て左の如く式辭を述べられたり

今回の出品は其數六百六點にして之を前回の九百七十點に比すれば實に三百六十四點の減少なりとす故に漫然之が評を下さば單に減退の二字を以てせざるを得ざるが如しと雖も其實避くべからざるの原因在りて存せり他なし本年氣候の不順養蠶の凶歉を來したること是なり故に出品は固より豫期する所にして其品位に至りても亦多少の影響を免れざるべしと想像せり然るに概して前回の出品に相讓らざるの佳品多きを見るは實に出品者諸君の技術進歩せるの現象たらずんばあらず豈一大快事ならずや聊か一言を敍して以て式辭と爲す

明治三十一年十月十七日

大日本蠶絲會幹事長　正六位勳五等　岡殺

次に出品人總代町田六三郎氏左の答辭を朗讀せられたり

茲に本日を卜して第四回蠶種、繭、生絲品評會褒賞贈與式を擧行せられ不肖等此盛典に列するのみならず賞を受くるの榮を荷へるは感謝措く能はざる所なり不肖等益々奮ひ愈々勵みて以て永く此無上の名譽を保むことを勉しべし謹で答ふ

明治三十一年十月十七日

出品人總代　町田六三郎

右にて式全く畢れり

▲出品點數府縣別

府縣	蠶種	繭	生絲	計
東京	一六	一一七	三	一三六
京都	一	二	一	四
神奈川	三	八	—	一一
兵庫	三	二	—	五

| | | |

藏　山口藤平
同　自玉　埼玉縣北埼玉郡大越村
同　同　同　

同　小金丸　山形縣東置賜郡沖郷村
同　白玉　群馬縣多野郡美原村
同　小石丸　山形縣北澤市山上通町
同　又昔　栃木縣足利郡筑波村
同　支那種　愛知縣渥美郡堀切村
同　又昔　德島縣板野郡松島村
生絲　機械製　群馬縣群馬郡倉賀野町
同　同　群馬縣群馬郡倉賀野町
同　同　山梨縣東八代郡錦村
同　同　群馬縣群馬郡倉賀野町
同　同　新潟縣中蒲原郡村松町
同　機械製　山形縣西村山郡本道寺村

▲審査委員

審査委員長　技藝委員　高木三郎
同　同　河原次郎
審査委員　同　同　下田伊左衛門
同　同　毛呂正容
同　同　特別會員　都丸綱吉
同　同　通常會員　町田元吉
同　同　技藝委員　河原次郎
同　同　繭　同　辻暢太郎
同　同　特別會員　高橋元助
同　同　同　增田由之
同　同　技藝委員　丹羽敬太郎
同　同　特別會員　伊藤精一
同　同　同　高橋元助

▲寄附金

左の諸氏は第四回品評會の擧を贊助せられ各頭書の如く寄附せられたり

一金拾圓　東京府　下田伊左衛門君
一金五圓　埼玉縣　△川島榮一　△高瀨慶作　△西崎安太郎　△木村安平　△野田儀一　△田口宗太郎　△櫛口次郎三郎　佐藤國治　近野萬太郎　新井邦三郎　岩居忠次郎
一金五圓　同　進社
一金五圓　同　群馬縣　田口宗太郎君
一金貳圓　東京府　荒井林太郎君
一金壹圓　神奈川縣　鈴木又次郎君
一金壹圓　廣島縣　松川松太郎君
一金參拾錢　松川松太郎君

●第四回小集會

大日本蠶絲會第四回小集會は前記第四回品評會褒賞贈與式に引續き開會せしに來會者頗る多く幹事長岡毅氏是れより小集會を開く旨挨拶せられ夫れより左の二氏の演說あり

天保元年より今日に至る生絲の沿革及相場に就て　橋本重兵衛君

桑樹栽培に就て　都丸綱吉君

右了て休憩し參會者一午餐を供し午後一時一同着席左の諸氏の演說あり

本年度春蠶不作の原因　境野清衛君

秋蠶飼育上濡桑に就て　田中良太郎君

乾繭貯藏に就て　大島正義君

上簇の加減　吉池慶正君

蠶業改良の私見　佐々木忠二郎君

殺蛹乾繭に就て　丹羽敬太郎君

蠶業教育の擴張に就て　角田喜右作君

右畢て岡幹事長一場の挨拶ありて茲に閉會を告げ散會せしは午後四時を過ぐる頃なりき

●技藝委員派出

大日本蠶絲會下野支會より十一月六日總會を開くにつき本會より技藝委員一名派出ありたき旨申請あり依り二練木喜三氏は本會の委囑によりて出張し一場の講話をなし翌日は縣廳に到り馬淵書記官其他に面話し尚ほ蠶種檢査所に到り種々注意を與へられたり

●山形支會第一回品評會

十月二日を以て山形市會議事堂に於て開きたる大日本蠶絲會山形支會第一回繭、生絲、蠶種品評會は九月廿九日より審査に着手し十月一日を以て結了し二日午前七時より公衆の縱覽を許し午後一時褒賞贈與式を行ひたり其出品總數百九十三點にして內賞を受けたるもの七十一點なり當日來賓の重なるものは曾根縣知事を始めとし横山書記官、堀尾技師、三川、林田の縣屬及山形南新聞、山形蠶業雜誌記者の諸氏にして此外會員百有餘名とす幹事長芝山直清氏來賓一同に對し來意を謝し尋て褒賞贈與の旨を告げられ其賞に與りたる者左の如し

一等賞　六名
蠶種　西村山郡木郷村　佐藤保嘉治
同　東村山郡大寺村　渡邊源八
同　東置賜郡屋代村　金子孫左衛門
同　東村山郡金井村　栗原吉助
同　西村山郡木郷村　佐藤保嘉治
同　東村山郡蔵増村　後藤貞次郎
生絲　武田作右衛門

二等賞　十五名
蠶種　東置賜郡屋代村　岸民治
同　西村山郡奏河江町　近野萬太郎
同　西村山郡沖郷村　北條平次
同　東置賜郡沖郷村　渡邊久兵衛
同　西村山郡奏河江町　佐藤彌十郎
同　東置賜郡金井村　近野珍館
同　東置賜郡都宮內町　近野大八
同　同　東村山郡大郷村　松田市太郎
同　東置賜郡屋代村　山形市　山形製絲場
同　東置賜郡沖郷村
同　東村山郡大寺村
同　小松町
同　小畑金作
同　東置賜郡沖郷村
同　西村山郡奏河江町
同　東置賜郡都宮內町
同　同
同　東京府北多摩郡小平村
同　東置賜郡小平村
同　同
同　東村山郡大寺村
同　東京府北多摩郡小平村
同　東京府北多摩郡小平村
同　山梨縣東山梨郡春日居村
同　東置賜郡沖郷村
同　東村山郡大郷村
同　山形市

三等賞　五十名
蠶種　西村山郡左澤町　井上傳次郎
同　東置賜郡高畑町　興蠶館養蠶傳習所
同　西村山郡七軒村　松田傳四郎
同　同　左澤町　長岡保作
同　同　寒河江町　布施宮治
同　同　左澤町　佐藤國吉
同　同　北村山郡大富村　戸野泰治
同　同　同　土田與兵衛
同　同　西村山郡東五百川村　清野秀松

蠶種	西村山郡左澤町	鈴木左之雄
同	西村山郡西山村	最上大元
同	東村山郡明治村	遠藤常吉
同	西村山郡溝延村	鈴木以志
同	米澤市山上通町	廣居忠次郎
同	東置賜郡沖郷村	長谷部健治
同	東村山郡寺津村	高橋角藏
同	同 金井村	會田源次郎
同	同 山邊町	羽田仙右衛門
同	西村山郡大谷村	志藤藤太郎
同	東村山郡大寺村	武田爲次郎
同	同 金井村	栗原吉助
同	東置賜郡沖郷村	近藤大八
同	東村山郡山邊町	高橋長藏
同	米澤市北袋小路	行方長藏
同	西村山郡東五百川村	若月長次郎
同	西置賜郡長井町	橫山辰之助
同	東村山郡藏增村	前田其齋
繭	同 天童町	佐藤道三
同	南置賜郡六郷村	唐澤豊三郎
同	西置賜郡白鷹村	海老名長次
同	東村山郡山邊町	石川理右衛門
同	東置賜郡小松町	井上庄七
同	南置賜郡上長井村	鈴木新藏
同	同 同	田村周助
同	米澤市山上通町	廣居忠次郎
同	東村山郡天童町	今野久右衛門
同	南置賜郡萬世村	堤竹次郎
同	西置賜郡荒砥町	高橋利八郎
同	東村山郡天童町	佐藤キサ

繭	南置賜郡三澤村	鈴木應助
同	同 南原村	佐藤榮次
同	東京府北多摩郡小平村	村田才三郎
同	南置賜郡六郷村	佐藤耕三郎
同	同 萬世村	安部熊太郎
同	飽海郡松嶺町	小田篤敬
同	米澤市北袋小路	行方長藏
生絲	西置賜郡十王村	細谷常吉
同	東置賜郡屋代村	五十嵐重三郎
同	西村山郡本道寺村	佐藤國治
同	飽海郡藤崎村	佐藤得四郎

褒状 三十三名

蠶種	西置賜郡荒砥町	橋本周藏
同	同 同	芳賀源七
同	同 十王村	橋本兵彌
同	同 同	佐藤孫兵衛
同	北村山郡大富村	柴崎喆治
同	同 同	平澤彌五郎
同	同 同	中野清藏
同	南村山郡瀧山村	佐藤七之助
同	山形市地藏町	三條吉之助
同	西置賜郡十王村	平長四郎
同	東村山郡藏增村	秋保傳四郎
同	同 大寺村	多田清次郎
同	同 金井村	栗原孫平
繭	南置賜郡窪田村	本間巳之藏
同	東置賜郡沖郷村	武田三郎
同	東村山郡金井村	會田源次郎
同	南置賜郡南原村	鍵喜與
同	西村山郡左澤町	布施富治

繭	南置賜郡三澤村	神山勝馬
同	北村山郡東郷村	太田甚九郎
同	南置賜郡上長井村	齋藤勇
同	同 六郷村	久坂部文男
同	同 上長井村	情野秀吉
同	東置賜郡高畑町	興蠶舘養蠶傳習所
同	西置賜郡白鷹村	安達角次
同	西村山郡西山村	最上大元
同	南置賜郡窪田村	吉田遷次
同	西村山郡寒河江町	長岡保作
同	南置賜郡六郷村	遠藤主計
同	同 三澤村	小澤秀遺
同	同 六郷村	長谷部菊彌
生絲	西田川郡福榮村	熊谷隆明
同	北村山郡楯岡町	伊豆倉庄治

以上の式了りて芝山幹事長審査の報告と將來に於ける希望とを最も愼密に述べられ次に曾根知事の演說出品人總代栗原吉助氏の答辭ありて式全く了れり

又當日同業者の參考に資せむとて陳列せられしは生絲 川村利三、山形製絲場、佐藤國治、後藤貞次郎、松田市太郎 テクス 五百川養蠶場 繩綱、簇製造器 秋保傳四郎 桑篩 秋保周七 繭 松田市太郎 秋蠶繭 松田一夫 出殼繭 佐藤七三郎等にして何れも人目を惹けり

又審査委員は金子孫左衛門、川村利三、佐藤道三、高橋角藏、松田市太郎、栗原吉助、後藤貞次郎、伊藤豊明、井上傳次郎、蘆野泰治、佐藤七之助、高山悌次郎、伊藤延太郎、今田永次郎、佐藤保嘉治、廣居忠次郎、長谷部菊彌、垂石大助等の諸氏なりき

●山形支會大集會 前項の如く褒賞贈與式を了り更に第二回大集會を開き會員一同着席幹事長芝山直淸氏推されて會長席に着き開會を告げ幹事松田宗兵衛氏會務を報告し併て會員中特に功勞ある者を表彰せられ畢りて議事に移り蠶種檢査法及施行細則中改正を望むべき條項如何、自家用蠶種に對する檢查の必要なきやの二問題は委員附托、支會員框製原紙一定の件は縣令として發布せられん事を本縣に上申することに決し、支會基本金募集の件は必要なしとて否決し次に評議員半數改選は幹事長の選定に一任することに決し決算報告は不日書類を以て報告することゝ爲し閉會せり夫より豫て役員諸氏の準備せられたる千歲館に至りて懇親會を開き松田宗兵衛氏叮嚀に挨拶の辭を述べ次に曾根知事、山形蠶業雜誌記者の演說あり各十二分の歡を盡くして散會せりと云ふ

●新潟支會大集會 大日本蠶絲會新潟支會第五回大集會は十月十六日午後二時より新潟縣農事試驗場内に於て開設せり來會者は七十名にして幹事長小藪準三郎氏開會の挨拶を爲し次に幹事門村直中氏は三十年度に於ける會務の要領及會計上の報告を爲し次に役員選擧及左記の事項を議決し午後五時閉會

せり

支會員處分法　當支會同盟員にして支會員の義務を盡さゞる者は斷然除盟する事、其年の會費を十二月迄に納付せざる者は除盟する事、但支會に於て除盟したるときは本會へ其旨直に報道する事

會費手數料の件　會費は前年に取纏め本會（納付するときは三割五分其年に納付したるときは二割の手數料を本會より支會へ下付せらるゝ樣本會へ請求する事（本項は特に本會の事情を開陳して商議す）明年度の品評會は延期する事、支會刷新後は會員一名に付斯業熱心にして支會の盛運を助くる者を新に一名づゝ募集する事、門村幹事へ其勞を謝する爲め支會より木杯一個を寄贈する事

●新潟支會役員の改選

大日本蠶絲會新潟支會にては前項の如く十月十六日の大集會に引續き幹事中の滿期者及補缺者各一名並に評議員、地方委員の改選を行ひしに幹事に門村直中、藤井庭太郎の二氏、評議員に山田政嗣、松田彦平、小出淳太、海沼英祐、五十嵐正松、五井伊次郎、吉田善太郎、五十嵐吉郎、三輪振次郎、竹内彌廣、町田直樹、櫻井正毅、濱井和三郎、瀧沼宮治、吉原義雄、高橋謹治、藤井庭太郎、荒木寅平、地方委員に廣田信太郎、飛鳥次郎吉、河内長太郎、中島俊吾、高橋謹治、吉田源次郎、松田彦平、小柳民谷、熊倉勘太郎、田中國太郎、菊地甲道、三富貫一郎、西片與次右衛門、水瀬又吉、稻田勝太、三輪振次郎、山田益五郎、山田喜代士、金澤佐兵衛、井口伊右衛門、篠田次郎、井口理八、岡村仁三治、町田直樹、酒井和三郎、近藤榮太郎、富澤寛、遠藤誠、堀井義文、竹部恒作、山田政嗣、竹内彌廣、本島定吉、片山理忠治、伊藤幸太郎、海沼英祐の諸氏孰も當選せし旨十月二十六日附を以て本會に屆出でたり

●下野支會の總會

大日本蠶絲會下野支會は去る明治二十七年八月を以て設立せしに爾來止むを得ざるの事情により蔡靡振はざりしが有志の諸氏は目下の急務として斯業の發達を企圖せんには之が團躰を鞏固ならしめ着々歩を進むるの必要を感じ本月六日其總集會を宇都宮市旭館に於て開會せり當日各會員は午後一時頃より續々來會二百餘名に達したるが林良太郎氏開會の辭を述べ且今回幹事長を推薦するに就ては其推薦を余に委任されたしと述べ滿場異議なきにより氏は栃木縣農事試驗場長本間啓太郎氏を推し本間氏は當日不在に付き林氏代理にて幹事五名、評議員十六名の選擧に就き協議せしに幹事長に於て指名することに決し了て講談會に移り林氏更に開會の趣旨を述べ次に元同縣技手たりし横濱生絲檢査所技手高橋元助氏一場の演說を爲し次に大日本蠶絲會技藝委員練木喜三氏の演說あり尙ほ來會者の質問に應じて答辯せられ了て更に舊城館に於て懇親會を開き席上練木氏の演說あり是亦頗る盛會なりしと云ふ

●蠶業協議會

豫報の如く各府縣蠶業主任の協議會は九月十九日より農商務省内に於て開會せられ酒匂書記官會長席に紫藤蠶業課長說明員席に着き練木蠶業講習所長以下各府縣蠶業講習所幷に傳習所主任等出席し本省より提出の議案に就き協議せられたり今同會に出席の人名及議決の要領は左の如しと云ふ

蠶業協議會出席氏名

會長　酒匂常明　農商務書記官
同　練木喜三　蠶業講習所長
同　葉藤章　農商務技師
同　松永伍作　蠶業講習所技師
同　本多岩次郎　同
同　芳賀權四郎　農商務技手
同　石渡磐麻　蠶業講習所技手
同　河原太郎　同
同　永野莊吉　技手
北海道廳　京都府　波多野鶴吉　京都蠶業講習所長
同　福原鐵之助　同所講師
大阪府　重野豐吉　農事試驗場技手
新潟縣　藤井庭太郎　中頸城郡蠶業講習所教師
矢澤頼　埼玉縣　脇田重太郎　技手
同　吉池慶正　競進社蠶業講習所教頭
千葉縣　早川重三　屬
栃木縣　新井常吉　養蠶巡回教師
同　齋藤恒三郎　農學校教師
三重縣　明野高等養蠶傳習所長
同　樋口貫　宮原忠正　濱名郡蠶業學校長
靜岡縣　大島金松　蠶業學校助教諭
滋賀縣　三吉米熊　小縣郡立蠶業學校長
長野縣　松野盛　上伊那郡蠶業學校助教諭
同　宮城縣　岡本篤義　亘理郡蠶業學校長
同　宮城農學校教諭
同　岩手縣　金森安之助　宮城農學校教諭
同　片岡秀之助　農事講習所教師
同　針ヶ谷源藏　技手
青森縣　園田國三郎　蠶業巡回教師
山形縣　芝山直清　北村山郡蠶業學校助教諭
同　宮川潛藏　南置賜郡蠶業學校長
同　鑓村喜藏　飽海郡蠶業學校長心得
同　村田忠三郎　大野正道　勸業事務囑托
石川縣　大野正道　養蠶巡回教師
富山縣　遠田喪　土屋泰　八尾蠶業學校教諭
同　濱田儀三郎　技手
廣島縣　山口縣　藤島盈文　巡回教師

愛媛縣　增子德之助　技手
高知縣　片山要三郎　技手
同　土居伊太郎　簡易農學校助教諭
同　西内　義顯
福岡縣　向阪熊三郎　農事試驗場長
熊本縣　小西文之進　第五課長技師兼養蠶傳習所長
同　浦部嘉四郎　農事巡回教師
宮崎縣　米良　猛助　高等養蠶傳習所教師
鹿兒島縣　下宮長三郎　蠶業講習所教諭
同　林　八次郎　同

第一項　蠶業協議會議決の要領

希望如何　地方蠶業傳習所の本省蠶業講習所に對する決議（一）本省蠶業講習所は其規模を擴張して修業年限を長くし修學者の年齢を高め蠶絲業の高等教育所に充つ（二）本省蠶業講習所にては現今實施の養蠶講習及試驗の外製絲科を設置す（三）本省蠶業講習所に於ては專ら高尚なる科學的の試驗を行ふ（四）本省蠶業講習所に於ては其良好なりと認めたる蠶種を地方蠶業傳習所等に配布して其成績を調査參酌し以て善良なる蠶種の普及を計る（五）本省蠶業講習所は其程度を高め以て地方蠶業傳習所等と系統的連絡を通ず（六）系統的連絡の成りし曉には本省蠶業講習所の別科を廢す（七）本省蠶業講習所は地方高等傳習所卒業又は之と同等以上の資格ある農學校農事試驗場等に於て二ヶ年以上養蠶の學を修め校長若くは場長の推薦したる者は無試驗にて本科入學を許す（八）本省蠶業講習所は地方蠶業傳習所又は農學校農事試驗場等に於て三ヶ月以上養蠶學を修め校長若くは場長の推薦したる者は無試驗にて別科入學を許す

第二項　地方蠶業傳習の方針並に其程度如何

決議（一）地方蠶業傳習所にありては主として其地方蠶業を指導發達せしむる者を養成し併せて蠶業に關する各種の試驗を行ひ改良の資に供するを以て目的とす（二）地方蠶業傳習所にありては右の外尚ほ左の事項を施行す　巡回講話　短期講習　蠶種の配布　質問應答　報告書刊行

（三）地方蠶業の傳習は其期限を二ヶ月以上二ヶ年以下となし之を分ちて高等簡易の二とす（四）地方蠶業傳習生の定員は十五名以上とす（五）傳習の學科課程は概ね左の如し

一簡易傳習所にありては養蠶法を主とし修身、動物、植物、理化學、顕微鏡使用法、製絲法、蠶躰生理病理解剖、栽桑法等の大意を適宜に課す　一高等傳習所にありては修身、動物、植物、理化、數學、經濟學、顕微鏡使用法、養蠶法、製絲法、蠶躰生理病理解剖、栽桑法其他蠶業に關する科學を課す

（六）入學の程度は左の如し

簡易傳習所にありては年齢十四年以上學力尋常小學卒業生相當以上の者とす　高等傳習所にありては年齢十八年以上學力尋常中學第二年生相當以上の者とす

（七）傳習の主旨は實地を主とし蠶種の撰擇桑樹の栽培蠶兒の飼育製絲法等は地方の情況に依り一定すること能はざるも成るべく其大綱を一にして多岐に亘らざるを要す

（八）傳習の方法は左の規定に據

簡易傳習所にありては學科は可成教科書に依り養蠶は共同若くは分擔飼育とす　高等傳習所にありては學科は可成筆記法を用ひ養蠶は各自分擔飼育とす

（九）蠶業傳習所に在りては試驗の成績其他參考に供すべき物品を陳列して衆庶の縱覽に供す（十）高等蠶業傳習所には相當の桑園を附屬すべし（十一）地方蠶業傳習所の經費は簡易に在りては三百圓以上高等に在りては四千圓以上を以て標準とす（十二）地方蠶業傳習所には左の職員を置く

所長　教師　舍監　書記

（十三）地方蠶業巡回教授は養蠶家に直接適切の方法を教授し益改良發達の普及を圖るを以て目的とす（十四）其目的を達する爲め縣に蠶業巡回教師郡或は村に養蠶巡回教師を置く事（十五）縣蠶業巡回教師の職務は概ね左の如し

常に縣下各地の實況を蹈査し蠶業改良增殖の方法を探究する事　郡村の養蠶巡回教師を指揮監督する事　短期の講習及巡回講話を司る事　桑樹栽培法の改良及病蟲害豫防驅除の事　實地の指導をなし及質問に應答する事　共進會品評會等の審査に關する事

（十六）郡村養蠶巡回教師の職務は概ね左の如し

一實地に就き懇切に教授するを主とし講話の如きは成るべく平易簡明なるを要す　一蠶種の保護　一雅蠶共同飼育　一飼育法　一繭共同殺蛹　一蠶室蠶具の改良及消毒　一繭の貯藏

第三項　地方蠶業傳習所と本省蠶業講習所と互に氣脈を聯通するの順序方法如何

決議（一）本省蠶業講習所に於ては隔年秋期地方蠶業傳習所の主任又は教師を招集し諸般の事項を協議し他の隔年に在りては農事試驗場本支場の地區に從ひ各其區内に於て相會し本省蠶業講習所より主任の臨席を得て協議をなす事（二）本省蠶業講習所に於て必要と認める試驗を地方蠶業傳習所に委囑するときは地方蠶業傳習所は詳細其試驗を行

ひ其成績は直ちに之を本省蠶業講習所に報告する事(三)地方蠶業傳習所に於て必要と認めたる試驗を本省蠶業講習所に請ふときは本省蠶業講習所は成るべく之を施行し其成績を報告する方法如何

決議(一)本省蠶業講習所及地方蠶業傳習所へ蠶業學校を含む)の報告は總て地方蠶業巡回教師に配付する事(二)本省蠶業講習所より枝爾宮の巡回あるゝ際しては地方蠶業巡回教師は成べく同行する事(三)地方蠶業巡回教師は本省蠶業講習所及地方蠶業傳習所の事業視察の爲め數回參觀する事(四)地方蠶業巡回教師は第三項第一傳習所主任會合と同時に之に臨席して協議をなす事(五)地方蠶業巡回教師にして其地蠶業傳習所に對し或事項の試驗を請ふときは其地蠶業傳習所は協議の上成べく其請求に應ずる事(六)地方蠶業傳習所と地方蠶業巡回教師とは氣脈を通ずる爲め業務上互に協議を遂る事

第六項　不越年蠶種に對し施行上最も簡易なる檢査方法如何

決議(一)蠶種檢査法第三條の檢査を行ふ(二)倘右事項に對しては郡縣の上當業者又は當局者の意向を參照し本年十一月十五日を限り答申すべし

第七項　蠶種檢査法幷に同施行細則中訂正加除を要すべき事項如何

第五項　地方蠶業巡回教師と地方蠶業傳習所及本省蠶業講習所と連絡を通ずる方法如何

決議(一)本省蠶業講習所及地方蠶業傳習所へ蠶業學校を含む)の報告は總て地方蠶業巡回教師に配付する事(二)本省蠶業講習所より枝爾宮の巡回あるゝ際しては地方蠶業巡回教師は成べく同行する事(三)地方蠶業巡回教師は本省蠶業講習所及地方蠶業傳習所の事業視察の爲め數回參觀する事(四)地方蠶業巡回教師は第三項第一傳習所主任會合と同時に之に臨席して協議をなす事(五)地方蠶業巡回教師にして其地蠶業傳習所に對し或事項の試驗を請ふときは其地蠶業傳習所は協議の上成べく其請求に應ずる事(六)地方蠶業傳習所と地方蠶業巡回教師とは氣脈を通ずる爲め業務上互に協議を遂る事

蠶害驅除の事　上簇收繭の事　桑麻貯繭の事　蠶病の事　絲質の事　蠶具の事

決議(一)本省蠶業講習所及地方蠶業傳習所及本省蠶業講習所と連絡を通ずる方法如何

決議(一)本省蠶業講習所及地方蠶業傳習所へ蠶業學校を含む)の報告は總て地方蠶業巡回教師に配付する事(二)本省蠶業講習所より枝爾宮の巡回あるゝ際しては地方蠶業巡回教師は成べく同行する事(三)地方蠶業巡回教師は本省蠶業講習所及地方蠶業傳習所の事業視察の爲め數回參觀する事(四)地方蠶業巡回教師は第三項第一傳習所主任會合と同時に之に臨席して協議をなす事(五)地方蠶業巡回教師にして其地蠶業傳習所に對し或事項の試驗を請ふときは其地蠶業傳習所は協議の上成べく其請求に應ずる事(六)地方蠶業傳習所と地方蠶業巡回教師とは氣脈を通ずる爲め業務上互に協議を遂る事

第六項　不越年蠶種に對し施行上最も簡易なる檢査方法如何

決議(一)蠶種檢査法第三條の檢査を行ふ(二)倘右事項に對しては郡縣の上當業者又は當局者の意向を參照し本年十一月十五日を限り答申すべし

第七項　蠶種檢査法幷に同施行細則中訂正加除を要すべき事項如何

決議　蠶種檢査法中(一)第三條第三項の繭層量を春蠶に在りては百分の十、夏蠶秋蠶に在りては百分の七と改む(二)第三條に蠶兒發育の經過宜しからずして收繭の量蟻量に對し少なきものゝ一項を加ふる事(三)蠶種製造者には原種の外掃立を許さずとの一條を加ふる事(四)製絲用蠶種に對し顯微鏡檢査を施行するの規定を設くる事(五)第六條原種掃蕩の保存期限を收繭後の檢査を經るまでと改正す(六)第九條の末文を視察せしむと改正す(七)第七條に但書を加ふ　但し各府縣に於て適宜の取締法を設くる事を得

同法施行細則中(八)第十一條第二項に左の但書を付す　但し檢査後と雖も受檢者の出願あるときは之れを與ふべし(九)第十二條有毒區の蠶卵は除去殺卵したる後と改正す(十)第十八條に但書を加ふ　但し蠶種製造者間にあらざれば原繭を賣買し又は讓與する事を得ず(十一)第二十六條原種として の下に實費を以ての五字を挿入す(十二)蟻蠶賣買取締の一條を付す(十三)原種檢査に際して缺點たるを發見したる蠶卵は地方長官をして法の精神内に於て處分せしむ(十四)本項に付きても衞藤縣の上當局者及當業者の意向を參酌し十一月十五日までに上申すべし

富山縣提出問題　第一問　如何にせば各其地方に適する蠶の種類を一定せしめ得べきや

決議(一)本省蠶業講習所は善良と認めたる蠶種を地方傳習所に配付し地方傳習所は之を再試復製の上無代價を以て當業者に配付する事(二)製絲業家養蠶家蠶種製造家の三業者能く其氣脈を通じて共同一致以て之が一定を計る事

第二問　一般農家の副業として養蠶業を採らしむるの普及方法如何

右採決せず

新潟縣提出問題　第一問　郡傳習所の設備方法及其程度如何

右採決せず

第二問　短期養蠶講習會の組織及其方法如何

決議(一)講習の區域は一村數村若くは一郡とす(二)講習の會期は一週間乃至三週間とす(三)講習の方法は專ら談話躰とす　但し場合に依り筆記法に據らしむることあるべし(四)講習科目は桑樹栽培蠶兒飼育法其他地方適切の事項とす　但し右の内一科目又は數科目に止むることを得(五)日課時間は凡そ五時間とす(六)講習生は男女を問はず年齢十四年以上にして蠶桑業に從事し又は從事せんとするもの(七)講習會期間出席したるものには講證明書を付與す

第三問　稚蠶共同飼育所の組織方法如何

右採決せず

以上協議事項の外左記建議案の提出あり何れも本按を以て直に農商務大臣に建議することに決定せり

建　議　書（蠶業協議會員一同提出）

地方蠶業教育に從事するものにして蠶業學校講習所傳習所等の別ありて其目的の同一なるにも係らず所謂講習所傳習所なるものは農商務省の主管に屬し隔り蠶業學校のみ文部省の主管に屬す是を以て蠶業教育の最高府たる中央講習所と連絡の途無く自然其方針區々に渉り爲に統一を缺き蠶業界に大なる影響を及すのみならず此等卒業生は地方に在りて蠶業家となり蠶種檢査員若くは養蠶巡回教師其他蠶業上直接關係を有する萬般の要路に當れりと雖も素より種々の方針を以て養成せられたるものなるが故に其歩調の整はざるも亦免れざるの數なりとす是れ斯業改良發達の遲々たる所以にして本會の切に遺憾とする所なり

前隙の事情なるを以て之を農商務省の主管に移し全國蠶業教育機關の系統を正し其方針を一定せられんことを茲に全會一致の決議を以て及建議候也

建　議　案（三吉米熊外八氏提出）

方今百般學術技藝の進歩誠に顯著なるものあり昨日の新發明にして今日の陳腐たらざるもの稀なり是を以て蠶業講習會なるものを本省講習所内に設け毎年是等傳習の衝路に當る者を會して講習せしめ一は以て進路方針を歸一する所あらしめば斯業の改良發達上稗益する所決して鮮少なりとせざるべし是れ茲に蠶業講習會設置の建議を提出せる所以なり

建　議　案（芝山直清外七氏提出）

凡事業の改進を圖らんと欲せば其業其者に重きを置かずんば能はざるなり然るに今日國家必要の物産を指導開發するの任にある蠶業教師其者に對して政府が之等待遇上の規定を設けざるは余輩が甚だ遺憾に堪へざる所なりとす故に官の任命せる蠶業教師は明治二十七年七月廿九日の御發布に係る勅令第百八十七號の農事巡回教師待遇規定に水産巡回教師を追加せるが如く蠶業教師も亦之と同一の澤に浴せしむるか若くは更に蠶業教師待遇規定なるものを設け以て斯業の發達を補し且速ならしめんことを望む

建　議（吉池慶正外六氏提出）

蝗蛆驅除法を法律を以て制定せられむを望む

（理由）蠶業上蛆の大害を爲すものなることは甚著しき事柄にして茲に喋々の要を見ず然るに當今の有樣を見るに他の害蟲に於ては法律を以て驅除の規定あるにも關はらず此大害蟲に關しては一の取締又は驅除の法あるを見ず依て害蟲驅除に倣ひ法律を以て其驅除法を制定せられむを望む

蠶業調査會設置の建議

（增子德之助外三十三氏提出）

生絲は本邦重要の物産にして實に輸出品中の巨臂たり故を以て國家經濟上至大の關係を有し之か消長は直に國家の隆替に影響を及し隨て維新以來官民力を之か奬勵保護に竭くすと雖も内未だ大に改良發達の實を擧ぐる能はず外は未だ海外需用地の嗜好に投ずること能はず反て益々年毎に非難の聲を高め伊佛或は支那蠶絲の爲に貿易場裡を驅逐せられんとする悲境に陷れり是抑々何に由るや其原因一々指を屈するに遑あらずと雖も要するに斯業の大勢を達觀し百年の長計を確立して其針路を示し且之を統率する處なきに據らずんばあらず是故に局に當るものを換ふる毎に方針を異にするを以て當局者は能く適從すべき處を知らず各自區々の見解に依りて其向背を決す之れ實に憂慮に堪へざる現象にして斯業上一日も忽にすべからざるの問題なり

故を以て經驗に當み學術技藝に達せる朝野の人士を網羅して蠶業調査會なるものを設け上は斯業の政策より下は業務の改良等に至るまで百般の調査研究を施行し以て緩急に應じ着々歩を進め本邦蠶絲改良の實を擧げ世界蠶絲の商權を掌握するに至らんこと希望の至に堪へず茲に全會一致を以て建議候也

蠶業調査會調査事項要領

一生絲の品質區々にして歐米各國の機業家より批難を被る原因

蠶種々類の雜駁なるに由るや否を調査する事

製絲家の技術未熟なるに由るや否を調査する事

製絲家を取締る法令制度の不備なるに由るや否を調査する事

二清國蠶業の調査

將來清國蠶業の發達は如何なる程度迄進歩するや否を調査する事　清國に蠶業試驗場を設立するの可否を調査する事　清國に製絲場を設立するの可否を調査する事

三蠶種原種專賣法の得失

種類の一定を圖るには專賣法を以て得策となすや否やを調査する事　果して一項の如しとすれば如何なる方法を取るべきやを調査する事

四系統的蠶業講習所の設立

蠶業の發達を圖るには教育的機關として府縣（高等）郡市（簡易）系統的蠶業講習所を設立するの可否を調査する事

五各地蠶業傳習所教科書編纂の方法

蠶業上に關する教科書は如何なる方法を以て編纂すべきや否を調査する事

六其他蠶業に關する緊要の調査をなす事

九月三十日小田切領事の清國蠶業意見

一小田切領事が清國ホテルに於て演說せし清國

通商意見中支那の蠶絲業には大に注意を要すると思ふ上海附近にある製絲所の數は二十八もありませうか之に蘇州杭州あたりのものを合したならば三十六程になりませう是は晉佛國製の新式の器械を備へて居るので其過半は二十七八年以後に出來たので此三十六の中の會社は皆新器械を据附て居ります日本ではどうかと云へば二三の製絲場を除く外は彼等が持つて居る程の器械を持つて居る所はないのでありますそれ故に其結果はどうなるかと云へば亞利加あたりでは支那の器械で製した絲は日本の絲より除程高い直を以て賣れて居るのでございません勿論是は單に器械が良いばかりではございません種々な原因があるでせうが私は除程憂ふべきものであらふと思ふ江蘇、浙江あたりにも三十六箇所でございます廣東あたりにも十四五箇所あるに此邊は舊式の器械を以て製して居りますがそれでも中々好い價で賣れ行くのである日本の絲と支那の絲とは比較した上に就て或專門の技師の話を聞くに概して支那の絲は優つて居る勿論是は器械絲の事でありますが殊に其繊度が同じであるのと伸度の多いのと此點は迚も日本の絲が適はぬと云ふことを專門の技師が斷言して居ります且つ全躰に就て見ますれば支那の繭若くは絲は非常に來を作るから今日輸入は極めて少ないのでに缺點の多い所もある則ち蠶種が大變組織で病毒が多いと蠶も飼育する方法が拙劣と云ふ點もあるが長所を舉げて見れば土地が桑を植うるに適し又氣候が養蠶に適しそれから桑の樹が一定して居り培養する方法が行屆いて居る又蠶の性質が大變强くて繭の質が良いとそれに加へて生產費が極低廉であり且つ土地が開けてどの位でも養蠶業を擴張して往くことが出來ると云ふ長所があります然から將來日本の蠶絲業は支那の蠶絲業の爲めに除程影響を蒙りはせんかと思ふ今日佛蘭西あたりでは幾に政府の保護を以て養蠶業を維持して居る位それかゝ伊太利かあたりに成れば既に此上養蠶業を擴張して往く事が出來ないと云ふ程進んで居る然るに支那は此上何處までも進んで往く事が出來るのであります是が充分に進みましたならば日本の養蠶業は除程影響を蒙りはせぬか之に就ては如何なる方法を講ずるが良いかと云ふ事は養蠶家の將來一問題とすべきではないかと思ふ私は養蠶業の事に就て充分の智識のある人が長くあちらに滯在して狀況を調べ或は蠶種を輸入してそれで蠶を拵へ或は現今の樣に繭を買て來て其繭で絲を取ると云ふやうな方法を設けまして支那の事情に通じ場合に依りましては蠶種に關する商業の利權を日本に收むる事を研究するが必要であらうと思ふ支那に於ては非常に來を作るから今日輸入は極めて少ないのでございますそれ故に養蠶業が盛んになつて來た時に方りまして來を作るよりか桑を作つた方が宜いと云ふ風になるのが極く早い日本では或地方では桑を作るに就て除程考へなければならぬ地方があります支那でも位置に作れるのでありますが斯る地方がでございますかもして愈々蠶絲業が發達して來れば日本は非常な影響を受ゝるに相違ない之を受ゝるに方つて我が爲すべき方法と云ふものは今から講じて置く必要があると思ふ私があちらに居た時に或製絲場の主人が來て日本人が生絲の製造業を引受けて呉れぬかと云ふやうな話をした事がございましたが斯樣な話しがあつた場合にはどうかして引受けて遣つてきうして支那の蠶絲業の製絲又は商業と云ふものを追ゝ日本の手に收めたいと思ふのであります

●官制の改正　政務調査の結果十月二十二日を以て官制改正の公布ありしが蠶絲業に關しては農商務省官制第五條に於ては農務局に於ては農事、蠶、茶、畜產、家畜衞生及狩獵に關する事務を掌るとあり又生絲檢査所官制中技師七人を四人に技手十一人を七人に書記七人を三人に又蠶業講習所中官制技師六人を五人に書記四人を三人に改むとあり

●農務局分課規程　農商務省に於ては官制の改正に因り分課規程を改定されしが農務局農產課（從前の蠶茶課）に於ては左の事務を掌る（摘要）蠶絲業茶業の改良に關する事項、蠶種檢査に關する事項

●前橋蠶業學校設立の計畫　群馬縣下は從來蠶業の本場なるも未だ斯業改良の點に於て完全なる機關の設けなく高山社其他傳習所あるも單に蠶見の飼育法を敎ゆるに止まり故に蠶業の本場として他に誇らんとするには蠶業學校を興し學理の研究と實地訓練の法を開き以て當業者に指示せば大に發達の域に進み益ゝ福利を增進するに至るならんと其計畫を爲せる者ありしが利根郡白澤村諸田房三郎氏は春來其設立の事に就き奔走せしに之を贊するもの多きに至りたれば尙同志者と共に一層力を盡し居れりと云ふ

●蠶業調査會設置の勸誘　横濱蠶絲貿易商組合にては蠶業調査會設置の建議を提出せんとて全國同業者に向ひて左の如き一書を發送したりと云ふ（前略）蠶絲業は近來著く發達歩せしにも拘らず事業困難の狀態は之に反比例なる爲め當業者の間に怨嗟の聲は寔に實に由なるなる現象にして大に討究を要すべきことなり而して當業者なるも之が重なる主因は政府に於て之を重要視せず一に當業者の手に放任し蠶絲業全般に渉る精細なる調査機關の完成せられざりしに起因するもの多きに居ることなるべし因て翻に憐ふに蠶絲業の如き重要なる事業は宜しく國家事業として之を奬勵保護し發達の政府及當業者の責任なり見て今蠶業に對する政府の意向如何を察するに農商務省の如き近年漸く其重要さを悟り之が調査に從事するに至れるも其成績は未だ當業者なして滿足せしむに

足るもの甚だ少し加之斯業な奬勵保護せんとして適〻制定せる法律規則の如き又且下農商工高等會議に諮問中なる工場法案の如き或は却て當業者の不利不便な惹起し時に或は斯業なして全く不測の悲運に沈淪せしめんとする實例は今更申迄も無之既に各位に於て御承知の事と存候政府なして以上の如き不結果な招いしめたるは全く政府の當局者蠶業に關する實際の現狀に通曉せざるより然らしむる所にして寔に斯業の爲め又國家の爲め悲むべき限に堪ざるなり然際蠶絲業者一致協力して政府なして蠶業調査會を云ふが如きものを設立せしめ普く全國の養蠶家製絲家貿易商特別の技能なる有する學者及官吏其他經驗家等熟心有爲の人士な選拔して一堂の下に集め蠶業に關する精細なる實地調査な遂げ苟も斯業に關する諸項目は絶て之な討究する場所たらしめ以て蠶業全般に渉り直接間接に其發達改善な企圖するに足るの機關な遠に組織するは蠶絲業者は勿論又國家の爲め目前の急務とす以上の目的な遂行せんが爲め先づ各位御地組合員中御協議の上貴地選出の貴衆兩院議員に各位執業上の詳細なる事情な陳述致され聚て其賛成な求め衆な第十三議會開會な待て中央政府の下に該調査會な設立の義議會に建議せしむるか若くは請願すべきか兩者孰か適當の手段に據り各百一致協力其希望な達する機致度御座候何卒各位に於ても本組合の微意御賛成被下度右御勸誘致候敬具

追伸議員塗集な待ち運動の材料に供し度存候に付兩院議員へ御交渡の結果御一報煩し度候

●生絲檢査月報　横濱生絲檢査所に於て內外生絲貿易商並に地方生絲製產者の請求に應じ九、十の二ヶ月中及神戶生絲檢査所に於て生絲貿易商及地方生絲製產者の請求に應じ五月より八月に至る四箇月間及九、十の二ヶ月中檢査を執行せられしものの左の如し

▲横濱（九月中）

| 檢査項目 | 生絲種別件數 | | |

ヌスタイン氏の厚意より余輩は近頃日本横濱の印刷所に於て刊行せる最も有益なる一册誌を披閲することを得たり本書は日本帝國生絲檢査所と題し印刷製本共に比類なき好册誌にして製本の體裁は一葉の紙を二つに折り折目を小口とし綴ぢ合せた り記事は日本蠶絲業沿革の梗概を始めとし生絲檢査に關する法規等を掲げ又種々の木版畫により生絲檢査方法の要領を説述せり用紙とインキとは品質最も佳良なるものを撰用し表紙には巧みなる意匠を施したり殊に生絲を以て綴絲に使用したるは目新らしく册誌の體裁に一層の美を與へたり乃ち東隣の曙光益〻燦んなるを覺ゆ云々

●印度生絲の輸入　横濱生絲合名會社に見本として輸入せし印度産の生絲は伊太利絲の如く黄色を帶び且つ熱帯地のことなれば光澤は宜しからざるも器械製なれば繊度も揃ひ類節も少なく相場も百斤五百圓臺の安價なれば地這絲としては十分の望みあるべしと

●蠶種貯藏の風穴　大分縣大野郡今市村佐藤鴻四郎氏は多年蠶業に從事し嘗て信州地方に遊び蠶種貯藏の風穴を一見し大に其便益なるを認め氏の地方にも之を設けんことを企圖し昨年居村附近に於て蠶種數枚を貯へ之を本年飼育せしに收繭製絲とも結果良好なりしと是れ九州に於ける風穴の嚆矢なりと

●蛹の價一目四十圓　群馬縣前橋市に於て日日産出する製糸絲は市中の製絲釜を七千個となし一日平均一釜の歩繰製絲より一枠二十匁宛の製糸絲を出すとすれば實に七千枠の多きに至る而して其品位を視るときは總て多少の蛹を混繰せざるものなきが如し故に前橋製糸絲共同荷造所に於ては專ら其弊害を矯正せんことを努めつゝありと雖も未だ容易に目的を達することを能はず今其一枠中に混ずる蛹の量を二匁宛とし是を一日七千枠の製糸絲を出すとすると きは製糸絲の價一圓に付三百匁とすれば日々四十六圓餘の金額は假なき蛹の爲に支拂ふことゝなり之を一ヶ月間に計算する時は實に一千三百九十八圓餘の金額に達すべくして此金額は直に賃挽工女の手に渡るものなれば彼等勞働者の手よりは直ちに放たれ轉々常に市中各商賈の流動金と成るなり斯の如き狀況なるを以て蛹混交の弊は容易に改良する に至らざるべしと雖も製糸絲仲買人等が眞に協同一致の方針を以て假令少許にても蛹を混じたる製糸絲は一切之を買入れざるか或は通常物より半額位の安直を以て買入るゝことせば自然其弊害は矯正するに至るべしと

●蠶絲業有志懇親會　同會は十月十七日午後五時より赤阪溜池町三河家に於て開けり此日は恰も大日本蠶絲會第四回品評會褒賞贈與式及第四回小集會開設の當日なりしかば各地方より營業家諸氏の參會せられたるもの頗る多し既にして宴席開かれ酒數

行にして下田伊左衛門氏發起人總代として開會の主旨を陳べて諸員の來會を謝し其他二三氏の演說あり各自胸襟を披き且つ酌み且つ談じ滿堂和氣藹然として勝り一同歡を盡して散會せりと云ふ

●叙任及辭令

農商務省蠶業講習所技師兼農商務技師正六位　澤野淳
兼任蠶業講習所技師叙高等官四等（十月三十一日）

蠶業講習所技師　綿木喜三
五級俸下賜
生絲檢査所技師　圓中文助
八級俸下賜
生絲檢査所技師　足立元太郎
九級俸下賜（以上十月二十四日）
農商務省蠶業講習所技師　澤野淳
農務省蠶業講習所長を命ず
（各通）
蠶業講習所技師　綿木喜三
生絲檢査所技師　圓中文助
生絲檢査所技師　足立元太郎
生絲檢査所技師　足立元太郎
非職を命ず（以上十月三十一日）
農務局農産課長を命ず（十一月一日）農商務技師　紫藤章

●特別廣告　左の諸氏は去十月中入會、變更若くは死亡せられたり

▲入會

○特別會員
神奈川　伊藤富次郎　東京　村野思治
同　同　久下由藏
同　同　萬吉　同　寺澤儀三郎

○通常會員
東京　高村直次郎

東京　田中治郎藏
同　青木金太郎
同　谷倉清兵衛
同　榎本亮一郎
同　岩坪時藏
同　新倉之助
同　神奈川　八木茂柄
同　西山斧三郎
兵庫　松岡政治
同　垣尾富治
同　崎山巖
長崎　森田英太郎
同　玉　小久保乾二
同　齋藤愛作
同　竹内德十郎
群馬　丸山吉十郎
同　町田元吉
同　今井邦平
同　五十嵐源八
同　多賀谷龍五郎
同　桑原軍次郎
同　岩崎熊太郎
同　棒澤藤吉
同　松井邦治
同　千葉　杉田安太郎
同　平山喜右衛門
同　鈴木熙一
同　武井國太郎
同　川島榮太郎
同　福田伊太
同　海老沼七之丞
同　三重　野垣内半次郎
同　駒田胤種
同　佐知田歳躬
同　岡井寅太郎
同　稻垣善藏
同　中谷久平
同　小田半内
同　飼司馬之助
同　平松伊三郎
同　加藤代太郎
同　村田市八
同　小切間重三郎
同　高瀬章二
同　松本正郎
同　大家寛
同　奥川孝之助
同　矢野茂三郎

三重　小泉豐吉
同　若林才之助
同　出口新之丞
同　水谷虎市
同　鈴木次三郎
愛知　山田孫吉
同　鈴木東九郎
同　萱沼勘六
同　平手建之助
同　田中與吉
同　山本秀次郎
同　小松昌平
靜岡　澤木猪太郎
同　石井庄平
山梨　赤澤治甫
同　河口善之助
同　堀内喜十郎
同　小澤孝太郎
長野　久保田保十郎
同　橋本善三
同　瀧澤泰三
同　尾崎彦四郎
同　氣賀澤輪操
同　清水芳太郎

長野　西澤藤助
同　實業農會
同　村澤寛一
宮城　佐藤眞吉
同　太田九三
同　早川智寛
同　錦戸景訓
同　佐々木潤進
同　堀江和泉安兵衛
同　高橋長吉
福島　小野萬次郎
形　秋保傳四郎
山　下太七
同　佐藤國次
同　山川金三郎
山　森正作
岡　松川松太郎
山口　西元新八
廣島　山下庫次郎
德島　大林志波勝海
大分　佐賀宮崎兒玉龜太郎
鹿兒島　有馬三藏
同　種子田淳一

計　百二名

右の内にて伊藤、高村、田中（治郎藏）、榎本、岩坪、八木、西山、山崎、森田、小久保、町田、今井、武井、平手、久保田、四澤、實業農會、佐藤（眞吉）、松川、四元、山下、林、兒玉、有馬の二十四氏は各自に申込まれ村野氏は荒木格太郎氏、久下氏は岩田庄右衛門氏、柴田、寺澤の二氏は荒井林太郎氏、青木、谷合の二氏は井草甫三郎氏、新庄氏は山本竹藏氏、松岡、垣尾の二氏は山崎久米藏氏、書藤、竹内の二氏は加藤勝三氏、丸山、海老沼の二氏は前澤清兵衛氏、五十嵐、多賀谷の二氏は小茂田篤司氏、桑原氏は大井齋松氏、岩崎氏は白石純太郎氏、樣澤氏は鄭丸鄕吉氏、松井氏は矢島常作氏、杉田氏は鎌形寬藏氏、平山氏は田村與三郎氏、鈴木（鶴一）氏は飯高興一氏、川島氏は川島髮造氏、福田氏は林良太郎氏、野垣内氏及以下四氏は井田勘之助氏、奥川氏及以下六氏は細木虎吉氏、山田氏は櫛岡敬夫氏、鈴木（東九郎）、菅沼の二氏は木下富氏、田中（與吉）、山本の二氏は稲葉登名藏氏、小松氏は篠原亮海氏、河口、堀内の二氏は野澤清衛氏、石井氏は鈴木忠三氏、赤澤氏は篠田庄三郎氏、澤木氏は境野清衛氏、小澤氏は小野元兵衛氏、橋本氏及以下二氏は田中真太郎氏、氣賀澤、清水の二氏は村澤治男氏、村澤氏は市瀨善治氏、太田、高橋の二氏は加藤義四郎氏、早川氏及以下二氏は守屋孝靜氏、堀江、和泉の二氏は金森安之助氏、小野氏は八嶋實七氏、秋保、佐藤（國次）の二氏は山形支會、山川、樋子田の二氏は二宮鶴松氏、志波氏は毛呂正容氏執も紹介せられたり

▲會員の變更

左記の伊藤氏は本會規則第二章第六條三項に據り前澤氏は同上一項に據り就も通常會員より特別會員に變更

神奈川　伊藤精一　栃木　前澤清兵衛

▲死亡

埼玉　須永權藏　一島取倉光儀象